

予 算 特 別 委 員 会 (2 日 目)

1. 開会及び延会 平成30年3月14日(水) 午前9時30分 開会
午後5時55分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員
委員 長 西 井 覚
副委員長 下 村 正 樹
委 員 吉 村 始
〃 奥 本 佳 史
〃 谷 原 一 安
〃 内 野 悦 子
〃 川 村 優 子
〃 増 田 順 弘

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員
議 長 吉 村 優 子
議 員 杉 本 訓 規
〃 梨 本 洪 珪
〃 松 林 謙 司

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 阿 古 和 彦
副 市 長 松 山 善 之
教 育 長 杉 澤 茂 二
人 事 課 長 前 村 芳 安
総務部長 安 川 誠
生活安全課長 門 口 昌 義
市民生活部長 松 村 昇 道
市民生活部理事兼
クワンセンター所長 木 村 喜 哉
人権政策課長 布 施 憲 一
環境課長 吉 村 泰 祐
都市整備部長 増 井 良 之

建設課長	松本秀樹
都市計画課長	吉村雅央
産業観光部長	池原博文
商工観光課長	岩永睦治
農林課長	芝浩文
農林課長補佐兼	
農業委員会事務局長	吉村和則
保健福祉部長	巽重人
健康増進課長	西川佳伸
〃 主幹	中井浩子
教育部長	和田正彦
教育総務課長	吉井忠
学校教育課長	柏井英洋
生涯学習課長	白澤真治
体育振興課長兼	
コミュニティセンター所長	竹本淳逸
新庄文化会館長兼	
當麻文化会館長	西川育子
中央公民館長	早田幸介
図書館長	辻本卓身
上下水道部長	西口昌治
水道課長	福森伸好

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明
書記	吉田賢二
〃	高松和弘
〃	山岡晋
〃	吉留瞳

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第23号 平成30年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第27号 平成30年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第24号 平成30年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第31号 平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第29号 平成30年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第25号 平成30年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について

- 議第30号 平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第28号 平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第26号 平成30年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第32号 平成30年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き、予算特別委員会を開会いたします。

委員の皆さん、昨日に引き続き大変ご苦労さんでございます。本日もスムーズな会議運営にご協力をお願いいたしまして、私からの挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

委員外議員のご紹介をいたします。杉本議員、梨本議員、松林議員、以上3名でございます。

発言をされる場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言をお願いいたします。

また、委員各位におかれまして、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上、できるだけ慎んでいただくようお願いいたします。

理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、初めに質問者がかわるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、そして簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。

なお、答弁者については、部長、または担当課長でお願いいたします。

それでは、4款衛生費の質疑から行います。

質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 おはようございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、ページ数69ページ、4款衛生費、4目の13節胃がん検診の委託料でございますが、今年度は昨年度よりも増額になっております。この内容を教えていただきたいことと、もう1点、健康診査委託料417万1,000円でございますが、この内容と、そして受診率をお願いいたします。2点よろしくをお願いいたします。

西井委員長 西川課長。

西川健康増進課長 健康増進課の西川でございます。よろしくをお願いいたします。

胃がん検診委託料の増額の理由でございますが、厚労省が定める指針が一部改正されまして、対策型胃がん検診、内視鏡検診が推奨されることに伴い、奈良県の胃がん検診実施要綱が作成されることになり、市で実施することとなりました。対象者につきましては、50歳以上の方、負担金が5,000円ということで、個別検診、また2年に1回の受診ということでさせていただいております。この金額が407万6,000円、この部分が増額となっております。

次に、健康診査委託料でございます。これにつきましては、特定健診以外の方、国民健康保険以外の方で19歳から39歳までの方を対象、また75歳以上の方、特定健診を受診される以外の方を対象としております。

内容としましては、特定健診と同様、また追加の血液検査や心電図検査、貧血など眼底検査などを実施しております。まず、プレ特定健診、先ほど言いました19歳から39歳までの方の受診者数ですけれども、243人、受診率としまして3%、また後期高齢者、75歳以上の方

ですけれども、受診者数794人、受診率17.1%ということになっております。

以上でございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 胃がん検診の中に内視鏡も今回から行えるということでは本当に非常にありがたいなというふうに思っているわけですが、特定健診の方なんですけれども、これは19歳から39歳までと、あと75歳以上ということで、40歳から74歳まではこの項目とは違うんですか。わかりました。どうもありがとうございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 ページ67の1項保健衛生費、19節負担金補助及び交付金のところですが、産婦人科一次救急負担金というのがあります。妊婦さんへの健診のことも後で出てきますけど、計上されておりますけれども、葛城市内の産婦人科の今、開業医さんはどんな状態なのか。この一次ということはあるけれども、それはどこが一次ということで指定されているのか、ちょっとお伺いします。

西井委員長 西川課長。

西川健康増進課長 健康増進課の西川でございます。

まず、この産婦人科一次救急の負担金でございます。これにつきましては、奈良県下全ての市町村が妊婦さんの緊急対策措置として組まれているものでございまして、何らかの理由によってかかりつけの病院で受診できない、もしくはかかりつけの医者がないということで、たらい回しにならないように3つの病院、10の診療所において、県下ですけれども、輪番制で行っているものでございます。

まず、病院としましては、市立奈良病院、また大和郡山病院、桜井病院、また診療としましては、先ほど言いました10の診療所が実施されております。近隣におきましては、桜井市の赤崎クリニック、また橿原市の酒本産婦人科、また香芝市の林産婦人科、桜井市の内藤医院などとなっております。また、市内の産婦人科というのは現在のところございません。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 安心して子育てできるまちづくりということで、葛城市は大変力を入れていると思います。健康保健センター、その他、こども・若者サポートセンターとか、力を入れているんですが、まずこの出産の段階での産婦人科がないというのは、開業されていた個人医院さんも廃業されたり、また閉じられたりということで、ないのは残念で、これは民間の仕事なわけなんですけれども、何らかの形で国保の関係で、県の医療サービスの均てん化ということがありますので、県の事業として将来的に母子健康福祉センターのようなものとか、何らかのそういうものが何か計画されるのであれば、ぜひ誘致をしていただくなり、アンテナを張っていただいて、これは要望でありますけれども、こちらの方が誘致ということもなかなか難しいとは思いますが、やっぱり産婦人科がないまちというのは、そういう点でもちょっとまちとして、本当に子育てしやすいまちということにしていくためには必要かなと思いますので、

よろしく申し上げます。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村始委員 ページ数でいいますと71ページの4款7目の1節報酬のところ、ちょっと私は耳なれないものですから、教えていただきたいんです。産業廃棄物処理施設審議会委員報酬と、それから土地埋立等審議会委員の報酬について、これは具体的にどのようなことをされていて、年どれぐらいの頻度でされるのかということと、それからこれも素朴な疑問なんですけど、72ページ7目の19節新エネルギー等システム設置補助金ということで、コージェネレーションとか、そういうものだろうと思うんですけども、これはどんどん技術が進歩していく中で、またこれもどんどん変わってくるだろうと思いますが、大体2年前、去年と同じぐらいの金額が予算として上がっているんですが、これというのは大体いつごろぐらいまで続くものなのかとか、そういうふうな見通しとか教えていただけたらと思います。

西井委員長 吉村課長。

吉村環境課長 環境課、吉村です。よろしく申し上げます。

ただいま委員さんのご質問の報酬という段階で産業廃棄物処理施設審査委員報酬、これにつきましては、産業廃棄物の新しい施設等々の申請があったときに、委員さんを招集してやるものなので、定期的にあるものではございません。

同じく土地埋立等審議会委員報酬も同じように土地の埋め立て等の申請があったときに招集させてもらうもので、不定期で行っていますが、決まってやるというものではございません。

続きまして、新エネルギー補助、これにつきましては、まず現状から説明させてもらいます。補助対象が住宅用の太陽光システム、家庭用の燃料電池等となっております。いずれも1件当たり5万円で、今回の予算では60件分を予定しております。平成30年2月の実績としましては、太陽光発電が44件、燃料電池が14件、計58件、290万円の支出が確定しております。これにつきまして、いつまでかという質問なんですけど、今のところ、新エネルギーの補助が大体予算どおりの件数が出ておりますので、課としましては、当分申請を受け付けていきたい、そのように思います。

以上です。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 土地埋め立てというのは具体的にちょっとイメージが湧きづらいんですが、具体的にこんなんやでというのがあったら、ちょっと教えていただけたらありがたいと思います。

西井委員長 吉村課長。

吉村環境課長 実際の平地の方から高さが1メートル以上の盛り土とか、そういうふうな場合を想定しておりまして、実際、この審議会ができてから審議会をされたことはまだ聞いておりません。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

まず、72ページでございます。環境衛生費の19節負担金補助及び交付金の中の再生資源集団回収の助成金400万円でございます。この内容、単価等についてお聞かせを願いたいと思います。

それから、8目火葬場費の11節修繕費300万円、この内容についてお尋ねをいたします。

それから、予算の概要のところの22ページ、地域環境対策資源事業ということで、おもちゃ病院の開設と、こういうふうに記載をされているんですけども、この予算書の中でどこに入っているのか、なかなかわかりづらいので、その内容についてお尋ねをいたします。

西井委員長 吉村課長。

吉村環境課長 環境課、吉村です。よろしく申し上げます。

まず最初に、再生資源回収事業について説明させていただきます。再生資源集団回収に関しましては、現在、子ども会等地域、団体をお願いして実施しております。現在45団体で協力してもらいます。助成金としましては、古新聞、古雑誌を集団回収していただき、その場合に1キロ当たり5円の助成を支払っております。平成30年度予算としては、回収量が80万キロ、助成金400万円を計上しております。

回収量並びに助成金の推移でございますが、平成27年度におきましては、77万8,006トン、389万30円、平成28年度におきまして67万2,020キロ、336万100円でございます。暫時減少傾向とはなっております。減少の原因としましては、少子化の原因による実施団体の減少及び情報の電子化、新聞をとらない家庭がふえているというのがあります。また、一方では新クリーンセンターの操業開始に当たりまして、市が回収しております古紙が月に2回、古布が月1回等となっておりまして、家に置いておくよりは小まめに市の回収に出されるということも推測されております。

以上が再生資源補助事業でございます。

続きまして、火葬場の修繕料、これにつきましては、現在、火葬場の屋上部分が雨漏りの的な部分が発覚しておりますので、その部分の修繕を考えておる分でございます。

それから最後に、おもちゃ病院とかの地域環境事業についてです。予算につきましては、おもちゃ病院につきましては、講師謝礼に充てる部分と、あとは消耗品にも充てております。また、環境教育も地域環境支援事業の一部でやらさせていただいて、それも消耗品の一部に入っております。同じく、キャンドルナイト、不法投棄等々も消耗品の中の一部に組み込まれております。今回、備品購入費の中に地域環境支援事業の中で不法投棄の監視カメラ、これもその地域環境対策事業の中に組み込ませてもらっているもので補助率は2分の1となっております。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 再生資源の集団回収でございます。私が聞いたかったのは、先に言うといったらよかったんですけども、5円の助成をしていただいています。これは本来、先ほど説明があったように、

市の回収業務の中で古紙等の回収をやっていただいています。この5円の効果がこの回収業務の負担を軽減する効果があるねんと、余計に5円かかっているということなんか、5円払った方が市の業務負担が軽くなって助かるんだということなんか、そこはどっちなんかな。2、3年前にも聞いたかと思うんですけど、そのときもそういうご答弁やったと思うんですけども、この5円の助成をした方が市の回収負担の軽減につながると。これは5円どころやないだろうということで、これ、減少している理由が少子化、子ども会イコール少子化、対象人数、集められる方が減っていると、こういう解釈かと思えますけども、必ずしも子ども会が回収しているわけでもなし、私の知っている地域では地域の寿会がそういう作業をやられているという事例もあります。

ただ、5円の助成をしていただいて、恐らく業者さんにトラックで持っていかれたら、両方足して15円ぐらいになって、それなりに活動資金として、有効に運用されているというふうにも聞いているんですけども、相当長い年月、5円という単価で継続助成されておりますけれども、単価的な見直し等が効果に見合う単価なのかどうかということと見直しというようなことも検討されているのかということをお尋ねいたします。

それから、火葬場の雨漏りでございますけれども、300万円という修繕がかかるということです。きのうもいきいきセンターのご質問もさせていただきました。年数等を勘案すると、この雨漏りが応急処置的なものなのか、まだまだ施設自体の耐用年数、老朽化もそんなに進んでいないよということでしたら、それでいいんですけども、応急処置的な形でこれ、以前にも炉の改修ということで、火葬場については再三修繕が伴っている、火を使うこともあって、老朽化も早いかなと思えますけれども、根本的な状況がどのような状況なのかということも再度お尋ねをいたします。

それから、おもちゃ病院ですけども、これは、ストックヤードの施設のイメージみたいなものが私の頭の中にはあって、実は1カ月ぐらい前に榎原のリサイクルセンターにちょっとどんなのかなと思って、お尋ねをしてみました。まず、あそこは入ったところに古い家具が置いてあって、これはどうされるんですかと、いや、持ち込まれた再生可能な、少し修理をしたら使えるような家具を、そういうボランティアの方々の相当技術的に高いレベルの方のようにお見受けしたんですが、いろんな道具を使って、きれいな形で再生して、価格をリサイクルセンターが決めて、市民の方に募集をして、抽せんで年に2回ですか、譲渡されると、こういうシステムやというふうに聞きました。

今、お答えをいただいたおもちゃ病院は何かそういう講師さんをお呼びでやられる、持ち込んで修理をしてもらうというイメージなんか、以前にも何か放送でおもちゃ病院がどうという放送があったように私も記憶しているんですけども、年2回、壊れたおもちゃの修理をしますよと、そういう講師の方を招いてやるよというふうなイメージなんか、そのところをもう一度お尋ねをしたいなと思います。

西井委員長 吉村課長。

吉村環境課長 環境課の吉村です。よろしく申し上げます。

再生資源回収に関する補助金ということなのですが、おっしゃるとおり5円分が、例えば

クリーンセンターのどれぐらいに助かるのかという話というのはゼロではないんですが、本来の目的は、ごみの減量及び資源の再利用を子ども会なり、それを通じて意識づけをするというような趣旨でやらせてもらっている内容でございます。それが一応、今の現状でございます。

それから続きまして、修繕ですが、おっしゃるとおり、火葬場もできまして30年近くになっておりますので、今回、災害的な雨も降ったということで、今回はその部分の修繕を行いたいと考えております。

それから、最後のおもちゃ病院について、これにつきましては、ごみの排出抑制を目的とする事業で、平成26年、平成28年に行いましたおもちゃドクター養成講座、これを受講されたドクターが市内で約50人ぐらいおられます。そのドクターさんや県内のドクターさんが葛城市で月に1回おもちゃ病院に来て、おもちゃを修理していただく、そのような扱いになっております。今までの修理の実績としましては、来院数が平成29年度2月までで108組、修繕受け付けが197件、修復率も約9割程度が修復されている、そのような内容でございます。

以上です。

西井委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。

集団回収については、意識づけのための助成やということでございますけども、私は市の負担もあわせて事業効果として、事実この集団回収によって市の負担減になっていると思います。その辺のところもあわせて見た意識づけの5円というものの単価がそれなりの単価ということですが、支援していただく側にしては、安い。費用対効果も含めた妥当な5円であればいたし方ないと思うんですけども、私が聞いたかったのは10円ほどの効果があるけども、5円で辛抱してもらっている、そういうところかなというふうには思うんですけども、わかりました。啓発という意味やということでございます。

それから、火葬場については、相当年数もたって、いずれといいますか、そんなに遠くない時期に大きな改修、もしくは建替えも視野に入れておくぐらいの時期にもなっているけども、今回は雨が降ったので、そのときの雨漏りということかなというふうに思いますけど。

それから、おもちゃ、私は何でその家具のお話をしたかということ、おもちゃの修理を月1回やっていただいて、200件近い需要があると、非常に事業としては、ドクター50名のご協力をいただいて、やっていただいているということで、非常に利用されている方も喜んでおられるのかなというイメージなんですけども、おもちゃに限らず、ストックヤードの計画の中ではほかのおもちゃ以外のこういうドクター制度をしいていただくようなことがこのおもちゃを1つのきっかけとして、家電ができるのかどうかというようなことはちょっといろいろと問題があるかとは思いますが、そういうふうな何とか病院的なものもストックヤードの事業の中にもご検討いただけたらいいかなと。どちらかという、そこでの事業に分類されるべきかなというふうに思うので、よろしく願いしておきます。

西井委員長 ほかに質疑は。

奥本委員。

奥本委員 私がお聞きしたいのは、75ページにあります2目塵芥処理費の中の13節委託料。クリーンセンターは専門的な知識が必要なことから、いろんな作業項目の中に委託料が入ってきております。非常に大きな金額なんですけど、その中で2点お聞きします。

ごみ焼却施設運転管理委託料、金額的に2億4,500万円と非常に大きな、一番大きなウエートを占めているわけなんですけど、これ、金額が昨年と変わっておりません。これだけ大きなものを少しでも圧縮できないものかというのがまず1点ですね。

2点目、運營業務検討委託料、これは本年度から新規で入ってきているんですけど、どういった内容か、お聞きしたいと思います。お願いします。

西井委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 市民生活部の木村でございます。よろしく申し上げます。

委員お尋ねのごみ焼却施設運転管理委託につきましては、契約自体は2件ございまして、1つは焼却施設運転管理業務といたしまして川崎技研と契約しております。

もう1件は、リサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ収集運搬処理業務といたしまして、葛城市一般廃棄物収集運搬処理事業協同組合と契約を結んでおります。これは平成28年6月10日付で3年間の契約ということは、平成32年3月末までの契約を結んでございまして、その間は毎年同じ契約になっているということでございます。

金額ですが、焼却施設運転管理につきましては8,637万8,400円、リサイクルの関係につきましては1億5,899万7,600円で合計2億4,537万6,000円でございます。

続きまして、運營業務検討委託が本年度新規で計上させていただいておりますが、この委託につきましては、先ほどご答弁いたしました業務委託契約が平成31年度末で切れるということもありまして、今後、それ以降、契約方法がどのようなやり方が葛城市や、また施設にとって安全で有利になるかというようなことの検討を行う委託料でございます。

以上でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 今、ご説明いただきましたごみ焼却施設運転管理委託料、平成28年から3年契約でご説明ございましたが、3年でしたら、平成32年までということですね。これだけ非常に大きな金額が3年もの長い間の長期の契約ができていたというのもちょっとびっくりなんですけど、この3年の間にいろんな技術革新もあるか、あるいは施設のことなんで、もう決まったオペレーションしかできないのかもわかりませんが、やっぱりなれというか、操作の段取りもよくなってきていることもあると思うんですけども、その辺が、やっぱり同じ契約でこれだけ長期でやるというのは、これが妥当なのかどうかというのはちょっと私、考えるところなんです。その辺、ご答弁は結構ですが、ただ、それを踏まえて、新しい平成32年度以降の運營業務検討委託料、もろもろのこの辺のことを再検討されるということですけども、検討するという以上は今の現状の分析が当然、必要になってくると思うので、やっぱりほかの自治体、一概に比較は難しいと思うんですけども、こういうオペレーションのやり方が比較できるところの検討される方を入れていただきたいというのが要望でございます。ただ、それ

を検討するにあたって、その検討される方をどういう形で選んでいくのか、あるいはどこに委託するのかと、今現状では何か目星はついているのでしょうか。

西井委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 まず、この検討業務といたしましては、今、3年といえますのは、その焼却施設の運転につきましては、瑕疵担保の関係もございまして、3年ということでやらせていただいております。リサイクルにつきましても、安定的に収集を行うために一定の期間が必要というようなことも考えて、同じ3年ということで契約を結んでいるわけですが、この契約が切れるため、こういう、検討するための委託を行うわけですが、検討の内容といたしましては、もちろん単年、複数年、それからまた10年以上の長期にわたる検討もあるわけですが、その中で一番いい方法を考えるわけですが、その中で、検討結果につきまして、例えば長期が有利だということであると、そういう結果が出るとすれば、また次の段階といたしまして、委員会的なものを立ち上げていただきまして、その中の委員さんとしては、弁護士さんであったり、公認会計士さんだったりとか、そういうふうな方も交えて、いろんな金額面等も含めて検討を行うというふうなことになっていくということでございます。

以上でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 今のお話で、公正を期すために弁護士さん、会計士さんを入れるというのは理解できるんですけど、私が質問させてもらったのは、その専門的知識のある方をどういうふうな形で、どこに目星をつけているかという質問だったので、ちょっと意図が違ったかなと思うんですけども、3回目ですのでこれ以上質問ができないので、次の方がもしされるのであればご質問をお願いします。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 では、ちょっとこの委託料のところについて関連して質問させていただきます。

先ほどのご答弁の中にごみ焼却施設運転管理委託料、これは焼却とリサイクルということで、2つほど分けてのもののお話を伺いました。また、一般廃棄物収集運搬業務委託料というのがありますが、市民の中には今は非常にごみが分別が多くなって、全部市がやっているのか、全部業者がやっているのか、あるいはある部分は業者、ある分は市がやっているのか、そこら辺、どのごみが市がやっていて、どのごみが委託されているのか、まずこのことをひとつ伺います。

そして、一般廃棄物収集運搬業務委託料だから、委託しているわけですから、そこはどこに委託をされているのでしょうか、伺います。

それから、運營業務検討委託料、この内容は今、説明されましたが、どこに委託されるのか、このところがわかりにくいので、ちょっとご質問します。

西井委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 市民生活部の木村でございます。

まず、一般廃棄物収集運搬業務委託料につきましては、旧當麻地域の家庭ごみの収集運搬、

ペットボトル容リプラ、古紙、古布の収集の分がこの4,860万円の予算の内容でございます。残る直営の分につきましては、旧新庄地域の収集項目全般、そのような内容になっております。

運營業務検討委託につきましてはの委託するコンサルは、やっぱりこのごみ処理事業、そういう内容に詳しい、特化したといえますか、そういうふうな専門業者になろうかなというふうに考えております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 大変複雑だなという気がいたしました。というのは、クリーンセンターの方でリサイクルしたり、収集している分もあって、この一般廃棄物運搬業務の方でも収集されている分もあってということちょっとわかりにくいんですね。この一般廃棄物収集運搬業務委託料の中の委託先はどこかということをお伺いしたんですけれども、答弁がなかったように思うので、お願いします。

西井委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 申しわけございません。委託先でございますが、大和清掃という会社に委託をしております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 クリーンセンターの運転管理委託料の委託というところで、先ほどの奥本委員の質問とも関連があるんですが、現在、川崎技研が職員さんが今は来て、運転を基本的にされているんだろうと思うんですけれども、ずっとこの川崎技研さんに運転を委託するのか、あるところから市の職員がそれにかわって運転するのか、というのは、契約は3年で切れます。しかし、川崎技研さんの機械ですから、ずっと川崎技研さんがやるということになるのか、そこら辺がどういうふうな運転管理になっていくのかということについてひとつお伺いしたいと思います。

それから、先ほどありましたように、ごみ収集のあり方についてですけども、これは市政全体のことにかかわると思うんですけれども、當麻地域と新庄地域が相変わらず、このごみはこうだというふうなことになって、もう13年たって、新クリーンセンターもできましたと。その中で、またこういう旧當麻、旧新庄とやっていくのは非常に経費の上でも合理化という点でも、どうかと思うんですが、ここら辺のところのお考えをお伺いしたいと思います。

最後の3つ目ですけど、この運營業務検討委員会の中身ですけども、もうちょっと、きのうも言いましたけれども、コンサルに全部頼むと。それを市の職員が受け取って、これでやろうと。これでは、きのう増田委員もおっしゃいましたけど、魂が入るわけがないわけですよ。やっぱり、自分たちがある程度問題点を把握しながら、自分たちで検討して、必要な分だけを委託をすると、最終的に自分でまとめる。つまり、自分たちの意見、考えが反映しないと、自分たちの意見が正しいなということを証明するために必死になって人間はやるわけですから、全く客観的なものを受け取って、それをやると。これは公務員の悪い体質だと、

こういう、ほんま丸投げになるとね。少なくともそこら辺はちゃんと自分たちでやっているというところら辺の確認ですね。きのうもちょっとお伺いしたところなんですけれども、ぜひ現状をちゃんと市の中で把握して、方向性を示す中で検討を委託するというふうな形がどうなのか、この3つちょっとお伺いします。

西井委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 まず、焼却施設の運転を3年後、直営で行うのか、委託するのかということが1点目だったと思うんですけども、その運転につきましては、市の職員で行うということは恐らく難しい、困難かなということを考えております。恐らく委託になろうかなというふうには思われます。

それと、2点目のごみ収集の市全体を見回したときの内容ですねけども、旧當麻だけがそういうふうに委託をしているということにつきましては、合特法というのがございまして、その法律に基づいて、大和清掃という会社に委託をしておるということでございます。

それと、3点目の検討の委託の中で、まずは今回、計上させていただいております432万円という内容につきましては、どういうふうに委託をしていくのか、例えば長期がいいのか単年がいいのかということ平成30年度で費用面も含めまして結果を出すというのが1つでございます。それと、その次の段階といたしまして、その結果の内容にもよりますねけども、例えば仮に長期、10年、15年ということになれば、先ほど申しましたようにいろんなお金の面から契約の面の弁護士さんなり、それとももちろん議会の議員さんもその委員会の中に入ってきていただき、そんな中でいろんなことも話し合いをしていただいて決めていくというふうになろうかなと思います。

以上でございます。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

きのうに引き続き、委託のあり方についてご意見を賜りましたので、その観点で少し説明をさせていただきたいと存じます。

谷原委員、あるいは昨日も増田委員からもご意見賜りましたけども、まず市の一般行政職員、これは当然、土木職あるいは保健師のように専門性を有しておるものもございまして、基本的にはいろんな人事異動の中でいろんな行政の仕事がこなせる、いわゆるゼネラリストとしての職員の位置づけの中で、その中でもその担当業務に精通するためにいろいろと勉強もしながら専門性を高めていくわけでございますが、その一般の市の職員が有すべき専門性以上の業務につきましては、それぞれ、やはりその分野の専門家に委託をするのが合理的と考えておまして、そういったものについて委託をしていく、これが基本姿勢でございます。

それから、先ほど奥本委員からのお尋ねにもありましたが、どうもこの運營業務の検討の委託自体がちょっとうまくご説明ができていないように思いますので、少し補足をさせていただきますが、これ、運転管理自体も実はああいう焼却フローという巨大施設に関して、これが一般的に全国にとってもたくさんあるわけではございませんので、やはり特殊な施

設でございます。実際に大きなクレーン装置を操って、ごみを別の場所へ移したりとか、いろんな危険な設備も含めて、これは適切に安全に運用をしていかなければならないという内容もございますが、そういった意味では、川崎技研のように、このことができるというのは限られております。

その中で、まず先ほど瑕疵担保というお話がございましたが、これ、実はこの運営の業務の検討の方にも関係してくるわけでございますが、要は委託の中でどこまでの内容を入れ込むのか。もちろんオペレーション、要はいろんな機械の操作自体、これは当然、運営の方に入ってますが、例えば機械が故障したときにどこまでの範囲でそれを直していただけるのか。大規模に基本的に壊れてしまえば、これはまた工事請負なりを組んで、大々的な対応をしなければいけないかもしれませんが、通常ランニングをしながらのいろんな修繕の対応をどうやっていくかと。これがもともとはできたてのものがちゃんと動くように、これはもうつくったものに責任を負ってもらう。これは瑕疵担保の範囲内でやっていただきますが、その瑕疵担保期間を経過した後に、どういう形でどの業務をどこまでこの運営委託の中にまぜていくのかといったことなどをいろいろと有利な方法で検討、シミュレーションをして、どういった部分をこれは委託に出していこう、基本的にはこれは専門性の高い業務でございますので、委託かなと思っておりますが、ご意見も賜りましたので、直営で職員を置いて職員にさせるのがいいのか、やはり委託に出した方が全体の経費なり、あるいは安全性の確保なり、そのバランスがいいのかということも含めてになろうとは思いますが、そういったことを検討するのが今回、お願いをしている業務でございます。

先ほど、ちょっと理事がいろいろと説明しておりましたが、この点につきましては、その運営のあり方というか、委託をするかどうかも含めてですけれども、出す場合にはどういう形で出すか、あるいはどういう選定をするかということ、まずは平成30年度、お認めいただきましたら、この経費の中で検討いたしまして、じゃ、それを実際どういう形で選んでいくか、それはその次になりますので、それをちょっとさらに31年度のことをこれは内部でもまだ十分に検討しておりませんから、そこは多少理事の責任の範囲でこうなるかもしれないということをご答弁申し上げましたけど、このあたりにつきましては、それを踏まえて、それが完璧な仕様書ができれば、当然、一般競争入札の原則でございますので、一般競争をベースとして、どういう形で選定作業をしていくのかということにつきましては、またこの後に平成30年度のこの運営委託業務の結果を踏まえて、また議会とも、ご意見を賜りながら、そこは決めていきたいと、そういった流れでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。結構です。

西井委員長 よろしいですか。

奥本委員。

奥本委員 私は先ほどの瑕疵担保責任という言葉がちょっとひっかかって、そのことを副市長、今、答弁いただきまして、非常によくわかったんですけども、非常に特殊な業務について専門性

を有するものに関してはその方に頼むのがいいと、この辺は私、理解できます。ただ、今回、瑕疵担保責任の範囲内かどうかという判断ですね、要するにいろんな住宅でも車でも買ったときのその保証に入る部分はその瑕疵担保責任だと私は理解しているんですけど、違うかったら、また言ってください。その瑕疵担保責任の範囲内であれば、要するに無償提供してもらえるものじゃないかなという、無償かどうかわかりませんが、ただ、素人から見たら、これは実は無償提供の範囲内ですよということかどうかはわからないと、つまり今回の委託料の中に本来なら、その瑕疵担保責任の範囲内でやってもらえる分である作業はもう実は委託料として計上されているのではないかと、その判断は逆に我々素人は全くできないわけで、その判断をするのが何らかの先ほど立ち上げとおっしゃっていた委員会ですね。検討委員会のところで、やっぱり担当の責任ある方、オペレーションされる方以外の第三者的な中立な目での判断というのは必要じゃないかと私は思うわけなんですけども、その検討委託料というのは、これは今後の新しい契約継続のための検討ですけども、実は本来日々やっている中の瑕疵担保責任との線引きというところの検討の目というのは、やっぱり必要じゃないかと思うんです。その辺はいかがでしょうか。

西井委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 3年以内の瑕疵担保ということでございますが、それを当然、通常運転なり、通常のパフォーマンスの運転をする中で故障なり、部品の破損とか、当然、それはもう3年以内ですので、無償で修理なり修繕なりが発生すると思うんですけども、その3年以降の内容につきましては、それはもう事象によりまして、その都度、ある程度判断なり、協議がなされると思うんですけども、当然、場所によっても変わってくると思うんですけども、今、この委託契約の中ではそういった部分では、どこまでが瑕疵担保だ、ここまでは瑕疵担保ではないというふうな内容についての取り決めはありません。

以上でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 現状の契約では入っていないというふうに理解できるんですけども、そしたら、3年までがそれがあるということでしたら、平成32年以降の契約はその瑕疵担保責任のところはもう全く関係なしで選定できるということに理解していいんでしょうか。その場合は当然ながら、その製作メーカーのノウハウというのは必要になってくるので、当然、今の川崎技研さんも当然、選定対象には入ると思うんですけども、あくまでも保守管理のところはまた別契約で費用が発生すると、故障とか保守に関しては当然、そこにはお願いしないといけないと思うんですが、それ以外のオペレーション部分は切り離した今度の契約というのは可能なんではないでしょうか。

西井委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 先ほど副市長からも一部補足説明があったと思うんですけども、どこまでの範囲、例えば3年後にただ運転、今と同じだけの運転だけを委託するのか、その保守も含めて委託することがいいのか、そういう、また定期的な改修までも含めてするのが市にとって、また施設にとって、それが長い間使う上で一番いいのかというよう

なこともこの委託の中に入ってくると思います。

以上でございます。

西井委員長 市長。

阿古市長 ご心配、本当にありがとうございます。クリーンセンターという特殊な施設の中の運営に関しましては、いろんな方法があるんやろうと思います。その中で、まず一番に考えないといけないのは安全面、それと、やはり今度はコスト面、要は競争原理が働くかも含めまして、その部分について、これからその資料を集めまして、検討を重ねていくというための委託料でございます。ですから、今の時点でいろんな予想はできるんですけども、答弁といたしましては、こうなりますとかこういうふうなことですというような答弁はできません。幅広い目で見ただ中でどういう形態がいいのか、先ほど言いました優先順位の中で、やはり行政コストとしては落としていく必要がある。安全を確保した中で、じゃ、どういうやり方を、最終的に選別するか、そのための今回の委託料でありますので、その方向性といたしましては、委員のご意見を承りたいと思いますけども、今の時点である種方向性を決めてからかかるということではなく、いろんなパターンを模索して、最終的に申し上げました優先順位をどう確保するかという話でございますので、その辺のところ、ご理解のほどよろしく願いいたします。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 実は最後に、私、申し上げたいことは全部全て市長が言ってくださったので、まさしくそのとおりなんです。要するに、いろんな可能性があって、それを検討するための委員会の予算であるので、要はいろんな可能性を必ず検討してくださいよということを最後、申し上げたかったのを全て言ってくださいました。その方向でやっていただけるということで安心いたしました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

関連で、吉村委員。

吉村始委員 ちょっとこれは私の理解が正しいかどうか、確認なんですけど、先ほど谷原委員に対して、木村理事のご答弁の中で、13節の一般廃棄物収集運搬業務委託料で大和清掃さんが法律ののっつてやっておられると、今は、そこに委託をしているという話がありまして、恐らく私の理解では今までの経緯があった中で、この法律は今後一定の期間の間はというふうなことで契約されていると思いますが、そういう法律面等が変わってくれば、またそのときにゼロベースで検討するというふうな流れになるのかなと思ったんですが、その理解が正しいのかどうかということが1点、これは確認だけです。

それからあと、第18節備品購入費で公用車購入費というのがございます、1,525万円ぐらい。これはパッカー車なのかなというふうな気がするんです。具体的にこういうものを買うというのを教えていただきたいのと、あと、これ、素朴な疑問なんですけど、これにかかわって、去年、衛生費の、これが4款1目清掃総務費の中で、一般職の給料が7人計上されていたのが今回4人になっていますが、これは理由をちょっとわかりやすく教えていただけたらと思います。

西井委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 市民生活部、木村でございます。

大和清掃に委託をしておるのはもちろん、先ほど答弁いたしましたように、合特法の法律に基づいてでございます。もちろん現在、その法律に基づきまして、委託をしておるわけですが、その法律の改正等があった場合、どういう対応になるのかというのはちょっと今の時点で正確なご答弁というのはできないかなというふうに考えております。

それと、備品購入費の公用車購入ですが、委員ご指摘のようにパッカー車を2台購入を計画させていただいております。

それと、給料の関係については、人事課から答弁してもらいます。

西井委員長 答弁調整のため、そしたら45分まで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時45分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

まず、答弁からよろしく願いいたします。

前村課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。よろしく願いいたします。

ただいまの清掃総務費の人件費の組み方について、説明させていただきます。

これにつきましては、新炉建設準備室の3名分を含んで7名という数字を上げさせていただいておるといことです。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 前年度については、新炉建設分が含まれていたということで、よくわかりました。

それからあと、公用車の購入費について、一応、確認なんですけど、2台ということで、これは定期的に常時こういう形で入れかえてらっしゃるといふうな理解でよろしいんでしょうか。

西井委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

下村副委員長。

下村副委員長 先ほどの運營業務検討委託料については説明があったわけですが、ちょっと理解がしにくいので、もう一度説明していただきたいんですけども、お願いします。

西井委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 市民生活部、木村でございます。

この運營業務検討委託につきましては、現在、ごみ焼却施設の運転とリサイクルにつきましては、平成31年度末までを契約しておりますねけど、その契約終了後の運営のやり方につきまして、一応、今までどおりの内容でいいのか、またどこまでの範囲を含めるのかも含めまして、また単年、また複数年、また10年以上がいいのかというようなことを全体的なことを市にとって一番いいのかというのをこれから検討するというふうな内容になっております。

西井委員長 下村副委員長。

下村副委員長 初めてのことなので、運營業務検討委員会というのを立ち上げるのか、それとも、こういう業者があるので、そこへ委託するということですか。業者名とか、そんなんわかりますのかな。ちょっとそこらを答えてもらえますか。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

先ほどもご答弁を差し上げたわけですが、多分、委員おっしゃるように初めてということもあって、わかりにくいということでございますので、もう一度できるだけわかりやすい説明に努めたいと思いますが、まずは現在既にあります施設につきましては、これは機械のオペレーションといたしますか、運轉業務自体は川崎技研に委託しております。まずは、あれだけの巨大施設というか、設備を実際にごみを焼却をするためのいろんな機械を動かすという運轉業務、これがまず1つございます。

それから、稼働しておりますあれだけの大規模施設ですので、あちらこちらに点検、修理、あるいは場合によってはもう少し大きな修繕なども出てまいるかもしれません。これから先、長期になってくれば、当然、出てまいるかもしれません。そういう修繕ですね、きちんと当初つくられた性能どおりに動き続けるためにちょっとずつ修理をしたりとか定期的に部品を交換したりとか、いろんな、いわゆる保守、それからそれに加えて、場合によったら修繕、あるいは更にもう少し大きな大規模な工事、そんなものが将来的には当然、長く使っていれば発生をしてくることは予見をされます。これらの項目につきまして、運轉以外の部分につきましては、これ、できたてでございますので、当然、つくったところが一定期間はきちんと動くように責任を負う、これは先ほど瑕疵担保というところで説明をした契約の中に入っておりますが、この瑕疵担保期間も切れ、それから運轉は引き続きやっていくとなったときに、どれだけの業務をその契約の中に組み合わせるとよいのかとか、あるいはその契約の期間も単年度がいいのか3年がいいのか5年がいいのか、それこそ長期的なある程度大きな修繕も含めて、全部オールパッケージで放り込んで、そのかわりに10年契約するのがいいのかとか、どういったやり方で契約をするのがいいのかということをいろいろとシミュレーションをしてみよう。そんなことをまずは当然、それについては職員も中に入って、一緒に検討はするわけですが、いろんなシミュレーションの部分なり、情報集めたりとか、いろんなところはこれは専門業者をお願いをしようということでございます。

したがいまして、今の段階で委託先の業者が決まっているわけではございませんが、言ってみれば、いわゆるシンクタンク系といたしますか、いろんなシミュレーションなり、検討なりができるところの中から選ぶのかなというふうには思っておるわけですが、そういった検討をこれを現行の運轉管理の期間が切れるまでにその方向性を出した上で、さらに、じゃ、次の業者を決めるのをどうしていこうかという、その選び方も考えながらやっていくということでございます。

ちょっと先ほど、何か弁護士がとか公認会計士がとかいうことを理事がちょっと申し上げましたけど、これはあくまで、今、ここにお示しをしております運營業務自体をどういう方向性でやったらいいかという検討がまずなされて、これが委託業務を中心としてなされて、

じゃ、それを踏まえて、実際に業者を選ぶときに、例えば場合によったら、プロポーザルがいいのかとか、そんなことも含めたことについて、更に検討組織が要るかもしれないということ、これはセンター長の責任でもって先ほど考えを述べたわけですが、これについてはまだ決めておりませんので、平成31年度以降の作業になってきますので、これについては中でも検討しながら、場合によったら議会の先生方のご意見を賜りながら決めていくと、そういったことをごさいますて、ちょっと2種類の内容を多少まぜて、先ほど木村理事の方が説明をしてしまったというところでわかりにくくて申しわけございませんが、そういったことをごさいます。

以上でございます。

西井委員長 下村副委員長。

下村副委員長 大体わかりました。私もちょっと勘違いのところがあったんですけど、運転業務検討委託料というのは、ずっとこれ、委託料が非常に多いので、今、言われたのは特にごみ焼却施設の運転管理委託料との、例えばどの業者でいいのかということ、今後検討していくというのが一番下の運營業務検討委託料ということで予算化をしているということ、そういうふうを受け取ったらよろしいのかな。違いますか。

(「どの業務の組み合わせで出すのがいいのかという」の声あり)

下村副委員長 ということも検討するという検討委員会ですか。はい、わかりました。

西井委員長 これについては、答弁で結局、弁護士とか、また会計士とかいう話が出てきたので、ちょっと話がややこしくなって、今の説明の話だけをしていただいたら、わかりやすかったんじゃないかなと思います。今後、答弁の方では将来この予定かもしれないというふうな答弁については、うまく説明をしてもらいたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

川村委員 3点ございます。まず、環境衛生費に当たるところだと思えますけれども、昨年、多分阿古市長の肝入りで、地球温暖化対策ということで、議員のときにもずっと地球温暖化対策についての一般質問はずっとされてきたということ、記憶しておりますが、その地球温暖化対策の計画策定が495万円というのがあったわけですが、今回はそれにかかわる予算ということについては、ここの中には入っていないわけなんです、その計画策定につきまして、進捗というのがあるかどうかというのはちょっとお聞かせをいただきたいと思うんですけども、それがまず1点。

それから次に、74ページの清掃総務費、13節委託料、緑化植栽等管理委託料、これが増額になっております。この増額の理由につきまして、お答えいただきたいと思えます。

最後に、75ページの塵芥処理費の中の13節委託料、犬猫死体処理の委託料、これ、いつもこのぐらいの金額で計上されておりますが、少し増額ということをごさいます、この犬猫に対する処理、ちょっと改めて、市民の皆様からもこのことについていろいろご意見、お問い合わせ等もございますので、この業務の内容についてちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

西井委員長 吉村課長。

吉村環境課長 環境課の吉村です。よろしくお願いします。

ただいまの委員さんのご質問で、地球温暖化対策計画、これにつきましては、平成29年度事業でございます。5年に1度の計画でございます。本市の日常の事務で事業活動に発生する温室効果ガスの把握等、温室効果ガスの発生を抑制する活動を実施することで、地球温暖化の抑制に寄与すると、そのようなことで現在、今、最終の詰めになっておりまして、最終、決算の報告のときには提出できるかと思っております。

以上でございます。

西井委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 市民生活部、木村でございます。

ただいまのご質問でございますが、緑化植栽等管理委託料でございますが、内容につきましては、まずクリーンセンター進入路の道路の周辺とまた瓦堂池の周辺北側の草刈りと、あとクリーンセンター内に植栽が植わっておりますねんけども、その植栽の剪定等も含めまして、この金額になっておるところでございます。

それと、犬猫の処理委託料でございますが、これはクリーンセンターが業務している間につきましては、ご連絡をいただければ、クリーンセンターの職員が動物の処理に伺うわけでございますが、業務以外の時間、例えば夜間なりお休みの日につきましては、宿直等に連絡を入れていただければ、専門の業者に処理を委託するというふうな内容になっております。一応、動物1体につき税抜きで1万8,000円で、この予算の内訳ですが、月に20件の処理というふうなことを見込みさせていただいて、計上をさせていただいております。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 犬猫の方からちょっと。これは個人的な犬猫、自分とところで飼っているペットに対する依頼が1体1万8,000円ということなんでしょうか。ちょっとそこがわからなかった。

それと、緑化植栽はクリーンセンターの方の管理ということで、草刈りとかクリーンセンターが完成した状況から見たら、こういう植栽がもうできてきた中での新しい経費ということですね。わかりました。

それから、地球温暖化対策ということで、昨年、新潟県に厚生文教常任委員会で議員視察に行かせていただきましたときも、地球温暖化に向けての先進地の視察というので、風力発電とかいうので、海沿いのところで見学をさせていただいたんですけど、大きな事業としてはなかなか葛城市としてどうしていくとかか山の上に風力発電をするのかとか、そういったような内容は議員たちもなかなかそれをはっきりと提案していくような方向ではないんです。確かに計画策定をしていただきまして、葛城市にとってどういう温暖化対策ができるかという、都市計画の中にもいろいろと影響もしてきますし、これについてはなかなか難しい問題だと思うんですけども、ぜひ決算の段階でも、またこのことについての進捗というか、方向性、市長がこう考えるというようなこともお聞かせをいただければいいと思いますし、市長自身、どのように思っているのか、ちょっと市長の答弁をお願いしたいなと思います。

西井委員長 市長。

阿古市長 委員から紹介していただきましたように、私は議会議員としていた平成19年に実は一般質問を開始いたしました。「地球環境に優しい葛城市を目指して」という題目であったように記憶しておりますが、非常にその当時からいろんな議論はあったんですけども、地球温暖化が、その当時は学者によっては、温室効果ガスであるという方もおられましたり、そうではないという方もおられた時代でございます。ただ、地球温暖化が今はもうそれが今の異常気象につながっているということについては、どの学者でも異議を唱えることはまずないであろうという現実が目の前に来ております。冬の爆弾低気圧であったりですとか竜巻の発生であったりとか、年間を通して非常に荒々しい気候になっている。まさにそれは地球温暖化が原因しているであろうということでございます。

その当時から申し上げていましたのは、私はこの作業を地球環境に優しい葛城市を目指す中で、その意識をいかに次世代に安全な地球環境を残せるかというところに立つと、やはり行政は率先してその方向づけを示すべきである、その中で、例えば太陽光パネルの補助事業でありますとかを提言したりですとか、いろいろしてまいったわけでございます。地球温暖化というのは、正直なことを言いまして、1つの自治体がどんな取り組みをしたからといってとまるわけではございません。この傾向というのは残念なことです、どこまでいくんだというところまでいくやろうと思っております。ただ、一人一人がその認識を持っていただくということが非常に大切である。その地道な取り組みが、あの当時ですと葛城市から全国発信をして、どういう取り組みにしていくべきだという、その示唆の方向、行政の取り組むべき方向性を示すべきだという意識でいろんな、多分10何回一般質問をさせていただいた経緯がございます。

今回の新エネルギーの導入の補助金につきましても、議論が分かれました。国民の意識としては、非常にもう地球環境に対するその地球温暖化に対する意識というのは非常に高くなってきている。その中で、方向性がある程度見えてきたので、その補助事業としての意味がどうなのか。国は現実、その補助事業はもうございません。ただ、大きい意味でありましたら、取り組みはあるんですけども、難しいですね。これは解決策がないんですよ。よく業者の方といたしますか、地球環境を業とされている方とお話する機会があったときには、私は、例えば空気中の二酸化炭素を固定化するための技術があるのであれば、私は公共事業でやってもいいという思いがあるというところまでは話します。例えば、特殊な触媒を使う中で二酸化炭素が低エネルギーで固定化できるような技術が開発されたら、イの一番に手を挙げてもいいのかなというぐらいの思いでいるのは事実でございますが、難しいですね。解決策がすぐに見つければいいんですけど、ただ、何といたしますか、非常に危惧しながら危険な状況が加速するような状況を見ながら、やはり何とか一人でも多くの皆さんにそういう姿勢といたしますか、そういう意識を働かせていただいて、これは決して日本だけがやってもいけない話でございます。解決できる話ではないですけども、それを、やはり伝えていく作業というのは諦めてはいけません。諦めた時点でかなり悲惨な地球環境に、近い将来急激に変化が起ころうという気持ちの中での取り組みでございます。

自治体として風力発電をとおっしゃると、いや、私はそうではないのかなという思いもします。さっきは突拍子もない話なんですけども、もし自治体がやれと言われるのであれば、そういうふうな技術革新的なものによって、もしできるということがあれば、私は市民の皆さん方のご了解をいただけるのであれば、そういう施設といいますか、そういうふうなものが技術的に今の段階ではなかなか難しい話ではございますが、やってもいいのかなという思いはしますけども、今の現状といたしましては、今の事業を続けながら啓発につなげていきたいという思いでございます。

以上でございます。

西井委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 説明が不足しておりまして、申しわけございません。

まず、犬猫といいますのは死んでしまいますと一般廃棄物という扱いになっております。一般廃棄物は市町村が処理をするということになっておりますので、それを前提に処理を行っております。道路上等で死んでおるものにつきましては、葛城市が処理をするということになっております。それとあと、ご家庭で飼っていただいている犬猫につきまして、亡くなった場合につきましては、クリーンセンターに言っていただければ、税抜き1万円で負担していただければ、クリーンセンターの方で処理をするということになっております。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 犬猫の処理につきましては、要するにその処理代ということですね。家庭や個人のもの、家庭のペットについては、そういった値段的なことで優遇はしていただいているということで理解させていただきました。

地球温暖化対策はもちろん我々議員もこの間研修に行って、風力発電を見に行ったからといって、風力発電がいいんですよというような答えが出たわけではないんです。これは誤解のないようにしていただきたいと思うんですが、非常に、前年度がこういった計画を市長が策定される予算をつけられたということですね。議員も、やっぱり葛城市において、どのような方向がいいのかなということを模索するためにそういった先進地に行ったわけでございます。

なかなかお金のかかることでもございますし、市長がもちろん意気込みと、またそれに対応できる葛城市の現状を見て、ちょっと声のトーン抑えめやったかなと思うんですけども、なかなか大事なことということは我々もわかっておりますし、市民の人もわかっています。これを葛城市として、これを言い続けていきたいということの市長のお考えということは一理解させていただきましたので、余りこれについても、結果、この490万円という金額をかけていろいろな答え、いろいろな答申が出てくるとは思うんですけども、それもしっかりせつかくこの経費をかけてやった中で、やっぱりしっかりと我々としても、葛城市民がそれを受けとめていくという方向性については、重要なことだと認識させていただきました。ありがとうございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 平成30年度の予算案の概要というところとこの一般会計予算とのことでちょっとお伺いします。

私も初めての議論で、初めての審議で非常に戸惑うことも多いんですけども、予算案の概要に書かれているさまざまな事業がこの予算のお金の方でどう反映しているか、非常にわかりにくいというか、どこの部分がどうなっているのかということがあって、それでちょっとお伺いしたいんですけども、予算案の概要の22ページのところの環境衛生費の3、資源循環型社会推進事業ということで、これ、NPOエコ葛城さんの方でやっておられると思うんですけども、幾つかの事業があります。それぞれ、これ、内訳がどうなっているのかということをお聞きしたいんです。580万円余りの当初予算がついておりますけれども、おひさま堆肥菜の花プロジェクト、廃油の拠点回収、それぞれどういう内訳になっていて、それが予算の方でどういうところに説明、金額のところに反映するのか、ちょっとわかりにくいので、それについてお願いしたいのが1件です。

それからもう一つは、これは予算案の概要の23ページのところにあるクリーンセンターの改修事業ということで、これは工事請負費ということで予算案の方に出ていますので、この工事請負費はクリーンセンターの改修事業なんだなと。昨年度の決算はまだ出ておりませんから、実績を見られて、500万円ほどの予算案が出ているのかなと思うんです。前年度は300万円の予算です。今、クリーンセンターはできたところなのに、早速改修というのがちょっとわかりにくいので、どういう改修なのか、お聞かせください。これで2つ目。

3つ目ですけども、これは市民目線の部分なんですけれども、新しいごみ収集制度になって1年たちます。この間、市民の方は大変苦労されて、まず分別が非常に多いので、いつ何を出すかというところにやっと最近なれてきましたと、来年のカレンダーはまたできるんですかとか、できなくても大体わかるようになってきたけど、そういうふうな話が市民の間に出たり、あるいは容リプラが軽くて、ごみ集積場に置いても飛んでいくと。うちのところはネットをかけました。ほかのところも区長さんをお願いして、取りつけていただいたり、でも、取りつけないところがあって、この間なんかも国道に散乱して、車がよけて通っておるもんだから、私も車をとめて、よけて横へ置くと。それが水路に落ちるのもたくさんあります。私も家の前に水路があるから、しょっちゅう長靴を履いてやっている。

市がこういう体制を組んだから、せめてネットなど補助をしていただくなりして、フォローしていただきたい。そこをちょっとお聞きしたいところがあるんです。

というのは、これも22ページの予算案の概要のところにありますけども、これはいい指標のかなと私は思ったんですが、可燃ごみの処理事業が平成29年の当初予算に比べて減っております。資源ごみの収集事業は平成29年の予算と比べて、平成30年の当初予算はふえております。ということは、数値の上から見て、あっ、これは市民の皆さんがしっかり分別して、資源ごみをたくさん出すと。それで、可燃ごみが減ったと。これで運転関係も当然、経費が減っていったと思うんですけども、問題は、ここからちょっと質問なんですけど、市民に還元していただけないのかなというのがあるんです。というのは、資源ごみがふえたというこ

とは、どういう契約になっているかわからないんですが、業者さんはその資源ごみを何かの形で処理されて、多分売却されますわね。そういった売却益が出る、あるいは相場によっては損失が出る。その利益、損失が一体どういう契約になっているのか、業者との間でね。その利益が上がったら、それが何らかの形で市の方に入ってくるんだったら、せめて収集場に網ぐらいいは大字に補助してやってほしい。私は自分の地元で言うたんですよ。網、何とかしてくれと、うちはもうつけたから仕方ないが、他の場所ではネットがないので、散乱しとるやないかというて、区長に言うたら、いや、もう自分で手当てしたところもあると、ここは新たに区からお金を出したら、それは問題になるから、ちょっと平等性の観点から出せないとか言われた。私なんか古い人間やから、新聞紙を出したらトイレットペーパーとかティッシュペーパーとかいう時代だったので、何かリサイクルしたら何か見返りがあるんだなと単純に思っている人間なので、何かそこら辺、皆さん一生懸命分別されていて、それもお年寄りが毎日毎日行っていることがあるので、そこら辺のことをちょっと非常に気持ち的な話で申しわけないんですけども、そのごみの件でいうたら、そういう業者がそのリサイクルとして売られたものの扱いがどうなっているのか、損失、利益がどうなっているのか。市財政に全然関係なく、契約上は業者の方で一括契約で、その分は業者ということになっているのか、そこら辺のことをちょっと聞きたいんです。

西井委員長 吉村課長。

吉村環境課長 環境課の吉村です。よろしくお願ひします。

循環型社会推進事業ということで、どこの科目に入っておるか、そういうご質問かと思ひます。まず、順番から言ひますと、賃金に組ませていただけてもらっています。大きいものをちょっと主に言わせていただきます。賃金に283万9,000円、これはおひさま堆肥にかかわる賃金でございます。それとあと、委託料にNPOさんの分として組ませてもらっている委託料がございます。その分が細かい話なんですけど、賃金分としては173万6,268円、循環型、推進委託という委託料の中で分けていますのが90万円、それを合わせまして263万6,268円を委託料の中で組ませていただけております。あとは消耗品におひさま堆肥、グリーンカーテンということで8万2,967円、燃料費の方でおひさま堆肥1万5,750円、菜の花まつり等で2万4,500円、修繕料でおひさま堆肥事業で4万3,200円、車検手数料で7万200円、堆肥の検査手数料で2万7,200円、仮設トイレ手数料等で4,400円、あと使用料及び賃借料で8万2,080円、以上で583万7,000円程度の予算を組ませてもらっております。

以上です。

西井委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 市民生活部、木村でございます。

ただいま委員のご質問の、まず工事請負費、500万円の内訳でございますが、去年の10月の台風21号によりまして、土砂が施設内に流入をした結果、計量器にその土砂が入ってしまひまして、それによるちょっと不都合が今、発生してございまして、その修繕工事で400万円、残り100万円につきましては、緊急的にセンター内で起こったことに対応していききたいなということを考えております。

次に、資源ごみ収集に伴うネットでございますが、確かに委員申されますように、センターにもそういうお話等はございます。そのときの対応といたしましては、言われましたように、やっぱり先にその地域で出されて、ネット等を準備されているところも出ているところも当然ございますので、そちらとの公平性ということもございまして、今のところは地域でよろしく願いますということでお答えをさせていただいているところでございます。

それと、資源ごみの回収した後ですねけれども、一応、財産収入ということで、大体平均月100万円程度の財産収入という形でリサイクル収入ということで市の方に入ってきております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。

再質問ですけれども、おひさま堆肥事業というか、3つ事業が資源循環型社会推進事業にありますけど、そのトータルの内訳はわかりますか。例えば、おひさま堆肥事業にはこれだけの予算、菜の花プロジェクトの方はこれで、ちょっとそれをひとつ教えていただきたいのはこれ、1つですね。

それから、クリーンセンターの改修事業のことについてはよくわかりました。

資源ごみの方ですけれども、これについては、先ほど財産収入として月100万円あるというふうにおっしゃっていました。この資源ごみについてなんですけど、今、たくさん分けているんですね。それで、この種類を何とか少なくできないのかなという気もあります。というのは、種類が多ければいいかというのと、家庭の中ではもうごみだらけになる。とにかく収集日まで置いておかなければなりません。以前であれば、1回でぼんと出していったわけですよ。細分別は高齢者の方にも負担が強くて、何らかの形で、例えば、昔は瓶、缶一緒でした。一緒にしても、例えばスチールとアルミともこれは機械で放り込めば分けられると。当然、瓶も分けられる。例えば瓶、缶一括にするとか、何かそんなことができないのかなということをちょっとお聞きしたいんです。

2点質問です。よろしく願います。

西井委員長 市長。

阿古市長 分別をすればするほどリサイクルがしやすいというのは事実でございます。ただ、その分別をどこでするのかというのはいろんな考え方があるのやと思います。市民の皆様方がごみを出されるときに分別をする方法、逆に考えましたら、その分別作業を行政でやるということも技術的には可能でございます。例えば、もうごみという1つのもので出していただいて、行政でその分別作業をするということは技術的には可能なわけですから、ただ、今の時代の流れといたしまして、もう全て一緒に出してくれというような方向性を出すということは非常に難しゅうございます。時代の流れといたしましては、やはりその性質によりまして、分別作業を住民の皆さん方をお願いするという方向に時代の流れが決まっておりますので、今さらその議論をするのはもう時期が遅いのではないかという思いでおります。

ただ、確かにそれは分別の仕方といたしまして、ベースはそうですから、行政の方からは

それをお願いするということではございますが、例えばどうしてもお年寄りの方で生ごみと可燃性のものを分けにくい、その手間がかけられないということでありましたら、その辺は福祉の施策の中でどうするべきかというのは個別の案件として考えていく可能性はあるのかなという思いでございます。

それと、先ほどの委員のご質問の中で、いや、売却の収入を、例えばごみに限った中で使うべきではないかというご意見もあるんですけども、葛城市の場合は今、ごみは無料で実はさせていただいております。それで、行政といたしまして、その売却収入等が発生いたしましたときに、それを一種の目的税的な使い方をするのかどうかというのは考える必要があるのかなと思います。ただ、今、おっしゃっていただいた、分別をしていただいたことにつきまして、リサイクル資源として得た収入は行政内部の全般として今、使わせていただいているという理解のほどをお願いしたいと存じます。

以上でございます。

西井委員長 吉村課長。

吉村環境課長 環境課の吉村です。よろしく申し上げます。

循環型社会事業の3つの事業の内訳でございます。おひさま堆肥事業につきましては577万8,942円、菜の花まつりにつきましては8,750円、グリーンカーテン事業につきましては4万9,083円、合計で583万6,775円となっております。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ごみの分別収集について、私は1回でとかいうことを言うているわけではないんです。今、分別の種類がたくさん数多くあるので、例えば瓶、缶を1つにまとめると、そこは行政の方で多少、余りコストは私がかからないと思いますので、そういうところ、行政がどこまでやっていただけるか、市民がどこまでやっていただけるか、もうちょっと考える余地があるのではないかなということで申し上げました。

それから、あとは、今は各自治体で真心収集というふうな形で、これ、ちょっとどこかで議会でも出たとは思いますが、内野議員さんでしたか、誰かおっしゃられたと思います。福祉の観点ということで、これは、やっぱり高齢者の方が特に独居の高齢者の方が集積場まで出しにくいと、ある地域は自宅前で収集してもらっている地域もある、でも、ある地域は収集場所まで持っていかなければいけない、こういうことについて市民の方のご意見も多々いただいております。そういう点でも改善していただく必要があるし、また私の気持ちとしては、やっぱり市民が非常にこれだけ分別収集に協力していることについて、物じゃなくてもいいんです。例えば、私は今、数値をちょっと上げさせていただいていましたけど、可燃ごみと資源ごみの方が非常に良好な方向で推移していますと、これは市民のおかげですということら辺は、やっぱり葛城市を挙げて取り組んでいると、その成果も上がっているというふうなことら辺で何らかの市民を励ますような取り組みがあったらなという思いで言わせていただきました。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

下村副委員長。

下村副委員長 73ページのこれは9目上水道費400万円ということなんですけれども、ちょっと昨年度も一昨年度もこういう項目はなかったと思うんですけども、水道事業会計補助金ということで大体は理解できるんですけども、これはちょっとはっきりとどういうものなのか、教えてほしいです。

西井委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課の福森と申します。よろしく願いいたします。

先ほどの下村委員の質問にお答えさせていただきます。

上下水道費の負担金及び交付金の水道事業会計補助金につきましては、これにつきましては、今後、水道事業会計の予算の中で説明はさせていただきますが、今年度、新水道ビジョンの策定に伴いまして、その中の経営戦略の作成ということで、これにつきましては、平成28年、総務省からの通達がありまして、どの自治体も平成32年までに策定するようになっておりまして、その分の中の平成28年から平成30年までに策定した分に関しましては、財政措置が講じられることになっております。この中で、予算といたしましては、水道事業ビジョンの策定金額は970万円の策定、その中の経営戦略といたしましては、経費として800万円の計上を予定しております。その中の財政措置といたしまして、その2分の1を一般会計から繰り出すということになっております。その予算として400万円を上げさせていただきます、そのうちの2分の1、これにつきましては、交付税算入ということで、国が200万円の負担をしていただくということで、あとの残りの2分の1は水道事業会計で負担することで、この400万円の計上となっております。

以上でございます。

西井委員長 下村副委員長。

下村副委員長 一般会計からということで、今、説明ありましたけれども、その一般会計というのをこの衛生費の方から持ってきているというのは、これはもう一般的といたしますか、これは全国的にそういう形になっているのでしょうか。

西井委員長 福森課長。

福森水道課長 この上水道費の予算の科目につきましては、総務財政課の方で各自治体さんの方へ問い合わせしていただきまして、この科目で予算の計上ということでお聞きしております。

以上でございます。

下村副委員長 結構です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 予算書の方76ページ、3目のし尿処理費、13節委託料のところであります。ここにし尿くみ取り業務委託料というふうにあります。これはくみ取りについて業者委託をしたということで発生していると思います。従来は葛城市としては、市の方でくみ取り業務をやっておったと思いますけれども、ちょうど市長さんがかわられるあたり、前の市長さんから民間委託

ということになって、その切りかえの中でこういう民間委託になったと思うんですけども、委託料は発生しておりますけど、この今、業者の費用がどういう状態になっているかというのは、市のほうでもつかんでおられるのでしょうか、くみ取り費用ですね、あるいは、浄化清掃費用、これが今はどの程度、業者が取っておられるかというふうなことは何か調査をされておられるのでしょうか。ちょっとお聞きします。

西井委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 市民生活部、木村でございます。

ただいま委員のし尿くみ取りの委託料につきましては、市内全域の400戸分のくみ取りの委託料ということで計上をさせていただいております。

それと、浄化槽につきましては、市では把握をしておりません。直接、業者の方に連絡をさせていただいて、やりとりをしていただくというふうな形になっております。

以上でございます。

谷原委員 金額は今、し尿くみ取りは幾らぐらいになっているか。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 くみ取り1戸当たり1,660円、それと人数につきましては、1人当たり150円ということで、それぞれのご家庭の構成人数によって、それが変わってくるということでございます。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時38分

再 開 午前11時45分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

先ほどの答弁からよろしくお願いします。

木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 先ほどのし尿処理の手数料でございますが、一般くみ取りにつきましては、1戸当たり540円、それとお一人当たり210円という手数料をいただいております。それと、浄化槽の件数なり、その費用につきましては、業者との直接のやりとりなんで、クリーンセンターでは金額等はつかんでおりません。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 確認ですけど、先ほど1戸当たり1,660円と1人当たり150円というふうに何かそういう数字を聞いたので、これは確認なんですけれども。

西井委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 先ほどの1戸当たり1,660円といいますのは、市が委託しております業者に支払う費用が1戸当たり1,660円とお一人当たり150円と、税抜きですねんけども、そういうことになっております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 そしたら、市が一定補助しているというふうに認識していいわけですね。つまり、市に入

る分がこれだけの金額で、業者にはこれだけ払っているということがそれが補助になっていると。

そこで、浄化槽のことになるわけですがけれども、浄化槽の場合は直接業者に話をして、来ていただいて支払っていると。従来は市が行っていたのが業者になったということなんですけれども、実はこの浄化槽を設置されている方、私はお2人からお話を聞いたんですけども、お一方はこれまで3万円だったものが7万3,500円になったと、倍以上上がったということで、大変、何とかならないかということをお聞きしました。もう1件の方は、これはお店をされている方で、うちも下水道も入れたことだし、ぜひ水洗化したいんですけども、結局、お店の構造で、店の中の床を断ち割って、工事するということになるので、工事費も大変だし、何とかならないかなということで、浄化槽もお店用で大きいので、これも負担がふえて大変困っているというお話でした。くみ取りの方は今、ありましたように、多少、市の方からもこういう援助があるわけで、この浄化槽の方についても急激にこういう形で上がったことに対していろいろご意見を伺っていますので、先ほど申しましたように、水洗化したくてもできないというご家庭もありますので、ここは何かひとつ市の方として考えていただけないかなという、これはご要望になります。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑がございませんか。

内野委員。

内野委員 ページ数が73ページ、4款衛生費、8目の14節火葬炉設備賃借料の1,058万3,000円、この金額なんですけれども、前年度よりも300万円ほど増額がされていると思うんですけども、この理由をひとつお聞かせいただけますでしょうか。

西井委員長 吉村課長。

吉村環境課長 環境課の吉村です。よろしくお願ひします。

今回、平成30年度に、今まで1号炉、2号炉に続きまして、3号炉も入れかえると、その内容で3号炉分の賃借料が新たに発生した、その分がその額に反映しております。

以上です。

西井委員長 内野委員。

内野委員 ということは、3号炉が1つふえた、交換。もう一遍お願いいたします。

西井委員長 吉村課長。

吉村環境課長 今現在火葬場には1号炉、2号炉、3号炉、3つの炉がございます。1号炉、2号炉は既に入れかえが終わっております。3号炉も今あるのを平成30年度で入れかえさせると、そういう内容でございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 よくわかりました。ありがとうございます。

西井委員長 ほかに質問はございませんか。

増田委員。

増田委員 まず、予算案の概要のところでもちょっとお聞きしておきます。22ページに河川水検査、市

内11カ所の水質検査委託料ということで53万円。これは前年と同じ予算の計上でございますけれども、こういう水質検査は、基準を上回っていないよという定期的な検査かなというふうに思いますけれども、余りこの結果がどうあった、こうあったということを報告する必要もないかと思うんです。何かあったときのということだけやと思うんですけれども、もし水質検査結果がわかれば教えていただきたい。逆に言いますと、非常にきれいになっているよというふうなご報告をいただければありがたいなと、そういうことでお願いをいたします。

それから、先ほどの塵芥処理についてお尋ねといたしますか、お願いでございます。分別で非常にリサイクル率が高くなったということで、ほかの自治体はもっともっと細かく分類をされてごみを収集されているということも聞いていますけれども、可能な限りといたしますか、今、市内の方にご理解いただける範囲内の分別収集かなというふうにも思います。

ただ1つ、これ、何とかならんかなというのは年に1回か2回しか回収してもらえない電池等の回収でございます。これは勝手に業者さんにご無理は言えるのかどうかわかりません。例えば、パッカー車に一斗缶を載せて、可燃ごみのときに一緒に電池も回収していただけるとか、可燃ごみのときに随時出せるようにできないかなと。私も電池を半年分、どこかで残しておこうとすると、捨てるときになったら、もうなかったとか、また出てきたとか、非常に困っておられる方もたくさんおられます。電器店とかに過去にはあったんですけども、最近それもなくなったということで、非常に電池の処理についてはお困りの方が多い。一方、やっぱり電池の誤飲といたしますか、子どもさんのそういう間違っとかいうふうな事故もあってはならないことでございますので、その辺、何とかならんかなということでございます。

それから、3点目でございますけれども、76ページ、地域循環型社会形成推進事業の13節ストックヤード施設整備委託料ですね、ストックヤードのことについてお尋ねをいたします。この件につきましては、朝からもちょっと若干話もありました。それから、先日の厚生文教常任委員会でもご報告がございましたけど、改めてお尋ねといたしますか、お願いでございますけれども、ストックヤードということで、一般的には周辺の方がご心配、もしくは迷惑のかかるような施設じゃないというふうなことが想定をされるわけでございますけれども、ストックヤードで何やってんのかなというふうなことが地元の方にあらかじめわかる、もしくはご理解をいただけるというふうなことを前提に、この事業の建設を進めていただきたいということのお願いでございます。

また、その中で、ちょっと先ほど言いましたような、再利用可能な廃棄物から再利用できるような方法のことも、この中でご計画をされているようでしたら、そのことも含めてお尋ねをさせていただきます。

西井委員長 吉村課長。

吉村環境課長 環境課の吉村です。よろしく申し上げます。

河川水質調査に関しましては、私の記憶が間違っなかったら、平成29年度の決算のときにもそういうふうな何らか考えられないかというような委員さんのご指摘があったと思います。おっしゃるとおり、今、何も問題がないというのが事実なんですけど、今後はホームページ等にも記載するような方向で検討したいと思っております。よろしく申し上げます。

西井委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 木村でございます。

ただいま委員さんの電池の回収の件でございますが、市といたしましては、電池、蛍光灯、それとあと、体温計等の有害ごみについて回収をさせていただいておるわけでございますが、一応、平成30年度につきましては、年4回ということでごみのカレンダーにも入れさせていただいて回収予定を立てております。そのとき、年4回の回収時に出していただいても結構ですし、直接クリーンセンターの方に持ち込んでいただければ、引き取りもさせていただくということでございます。パッカー車に何かつけてということになりますと、なかなか難しいと思いますので、ぜひともその年4回のときにご面倒ですけれども、出していただくようによろしくお願いいたします。

以上です。

西井委員長 市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部長の松村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの循環型社会形成推進事業の中のストックヤードの件でございます。これにつきましては、地域計画変更の中で一応、ストックヤードという形のものの最低限という形のことと県といろいろ協議しながら、葛城市で、クリーンセンターで集めているものにつきましても、場所が違うこともありますので、どのようにして有効に廃棄物から有価物に変わるか、反対に再資源化できるという形で検討を重ねて、地域計画の変更をしたものでございます。

その中におきましては、若干意見も出ておりましたような騒音の問題であるとかということも考えながらですけれども、まだ設計の方も何もできておりません。計画の中ではこういうものを再資源化しようというようなメニューを持って、ストックヤードという形で剪定枝につきましてはチップ化しよう、たんすや自転車につきましては、リメイクといいますか、そういう形でリユースできるような形を出していきたいというようなことでの、自転車につきましても、集めている鉄の量から処理できる量はこれぐらいであろうというトン数を概算の量でございますけれども、地域計画の中には入れているものでございます。

先ほどから、増田委員が言われておりますように、榎原のリサイクル施設でやられているようなことも参考に、ある程度、やはりリユースする場合、今、量販店やホームセンターで買う方が安いという部分もございます。しかしながら、先ほどのおもちゃの病院もそうですけれども、やはりおもちゃに関しては、やっぱり1つのおもちゃに対しての思い入れ的なことがあります。孫がこれ、どないしても修理してほしいねんというて、おじいちゃん、おばあちゃんが持ってこられる場合もよく感じます。そういうことも含めると、やはりそういうリサイクルできるような施設でこういう家具をちょっと修理して使いたいねんけどということも受けられるような施設であれば、一番いいのかなというふうに僕は感じるところでございます。そういうことも含めまして、地元区とも周りとの環境も相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 河川水質検査については、ホームページ等で公表していただけるような方向でよろしくお願いたします。

それから、電池、蛍光灯の年4回、これについては、邪魔になるんだったら直接持ってこいと、それだったらいつでもとると、こういうことであれば、いたし方ない。回収業者さんの手間を余り過度に要求することも、コスト高になっても問題でございますので、蛍光灯がちょっと邪魔ですな、電池だけやったら、かさが低いねんけどね。わからんこともないですけど、わかりました。

それから、ストックヤードについては、騒音等もこれ、ああいうチップにする機械については、非常に騒音が想定されるというふうに伺っていますので、その辺のところを十分に配慮できるような、防音対策等も必要になってくるかなというふうに思います。

それと、私がこの間、聞かせてもうて、ああ、なるほどというふうにならずいたわけなんですけど、チップ、以前にこれ、3年ぐらい前に私もこのチップについての議論があったときに、マルチ堆肥というんですか、木を細かく刻んで堆肥化するのやなしに、ちぎったチップ状のものを地面に敷き詰めることによって、除草効果といいますか、草を生えてくるのを抑えると、そういうことのお話をしたのを今回のこのチップの処理、利用については、堆肥化せずに切り刻んだ細かいチップ状の木くずを市の公園のすそにまいて、雑草対策に利用しようと、非常にいい利用の仕方やなというふうに感じましたので、安心をいたしました。かえって、長い間発酵させてという、そういう手間も省けるし、非常に有効な再利用の仕方やなというふうに感じました。

それから、先ほどのたんす、自転車、それからおもちゃのリユースの問題につきましても、私もどちらかという、そういう使えるものをメンテナンスをかけて再度利用できるような方向に持っていくのが今後、長い間の将来に向けてはこれ、こういう時代かなというふうに感じます。できるだけ使えるものは資源として使っていただけるような、そういうものを市の施設で取り組んでいただけるということに関しては、非常にありがたい考え方であるなというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、ストックヤード予定地につきましては、先日、谷原委員からもお話ございましたように、クリーンセンターの跡地、非常に広い面積を有しております。このストックヤードの面積は、その中的一部分でございます。それ以外のスペース、もしくは体育施設の今後の活用も一体的にどう全体を、地元も含めてご利用していただけるのか、活用するのか、その辺のところもこの事業の計画にあわせて、十分にご検討をいただけるようお願いを申し上げます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 増田委員の方から、チップ化ということで、大きい音がするというので、私も実はそういう機械を使って作業をしたことがありまして、どういうチップーかわからないんですけども、300万円程度のチップーだと耳栓しないと多分できないし、それから、ガガガガーという音が物すごく遠くまで聞こえます。だから、チップーでもいろいろあるんだろうと思う

ので、もしそんなチッパーだとすると、多分途端に近所からクレームが来るようなことになろうかと思しますので、そこは研究していただいた方がと思います。いろんな方法があると思いますけれども、よろしくをお願いします。

西井委員長 答弁はよろしいですか。

谷原委員 はい、結構です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんね。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、4款の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時07分

再 開 午後1時20分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、5款農林商工費、6款土木費の説明を求めます。

安川総務部長。

安川総務部長 総務部、安川でございます。

それでは、5款農林商工費及び6款土木費について、ご説明を申し上げます。

初めに、5款農林商工費からご説明を申し上げます。事項別明細書77ページをお開き願いたいと思います。

1項1目農業委員会費でございます。1,098万9,000円の計上で、農業委員会に要する経費となっております。

続く2目農業総務費におきましては6,065万4,000円の計上で、職員7人の人件費及び農業総務に要する経費でございます。

78ページに移りまして、3目農業振興費でございます。9,930万3,000円の計上で、農業に関する各種団体への補助金などが主な経費となっております。

続く4目経営所得安定対策事業費では798万2,000円の計上でございます。

80ページに移りまして、5目畜産業費でございます。429万4,000円の計上となっております。

続く6目農地費では3,781万6,000円の計上で、職員1人の人件費と水路改修工事などに要する経費でございます。

次に、7目休養センター管理費では2,869万3,000円の計上で、休養センターの管理等に要する経費でございます。

82ページに移りまして、8目地籍調査費でございます。39万3,000円の計上でございます。

続く9目有線放送維持管理費では258万6,000円の計上で、有線放送の維持管理に要する経費でございます。

次の10目団体営土地改良事業費でございます。3億4,385万1,000円の計上で、職員1人の人件費と農作業等整備工事や国営大和紀伊平野土地改良事業償還金などが主な経費でございます。

84ページに移りたいと思います。2項1目林業振興費では970万円の計上となっております。

次に、3項1目商工振興費では4,087万5,000円の計上で、職員3人の人件費と商工振興に要する経費等で、主に商工関係団体への補助金などがその内容でございます。

続く2目観光費では5,347万9,000円の計上で、職員2人の人件費と観光事業等に関する団体への補助金などが主な経費となっております。

86ページに移りまして、3目相撲館費でございます。1,672万6,000円の計上で、職員1人の人件費と相撲館の運営に関する経費となっております。

次からは6款土木費となっております。1項1目土木総務費におきましては5,076万円の計上で、職員5人の人件費と土木事務に要する経費でございます。

89ページに移りまして、2項1目道路橋りょう維持費では5,647万5,000円の計上で、水路改修等に要する経費となっております。

続く2目道路新設改良費では1億5,372万4,000円の計上で、市内の道路改良工事や舗装工事などが主な経費でございます。

90ページに移りまして、3目尺土駅前周辺整備事業費でございます。2億7,039万4,000円の計上で、職員4人の人件費と尺土駅前周辺整備に係る経費となっております。

続く4目国鉄・坊城線整備事業費では1億212万5,000円の計上で、職員3人の人件費と国鉄・坊城線の整備工事に係る経費となっております。

92ページに移りまして、5目社会資本道路改良交付金事業費でございます。2億961万9,000円の計上で、葛城川東側線の道路改良工事等に要する経費でございます。

次に、6目地域連携推進事業費では2,100万円の計上で、橋りょうの長寿命化等に係ります点検等の費用となっております。

次に、3項1目河川総務費では37万3,000円の計上となっております。

次に、4項1目都市計画総務費では8,126万6,000円の計上で、職員6人の人件費と都市計画業務に要する経費となっております。

94ページに移りまして、2目公共下水道費でございます。7億3,691万2,000円の計上で、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

続く3目公園管理費では1億8,241万2,000円の計上で、市内の公園の維持管理等に要する経費でございます。

続く4目吸収源対策公園緑地事業費では6,024万6,000円の計上で、職員2人の人件費としあわせの森公園の植栽等に要する経費となっております。

96ページに移りまして、5目街路事業費でございます。107万3,000円の計上となっております。

次の5項1目住宅管理費では1,077万円の計上で、市営住宅の維持管理等に要する経費となっております。

以上で5款農林商工費、6款土木費の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 77ページの第5款の農林商工費のことですけれども、1目の16節原材料費とあって、遊休農地解消対策原材料費、これは何なのか。何か種代ぐらいかなと思うんですけど、大した金額じゃないんですけども、それが何なのか。

それから、78ページの3目の農業振興費の中の13、委託料で、指定管理委託料というのはどこに何を委託しているのかというのがちょっとわかりませんので、よろしくをお願いします。

同じく14節に土地借り上げ料とありますが、これもどこの土地を借り上げられておられるのか、何のためにということもありますが、よろしくをお願いします。

西井委員長 答弁をお願いします。

芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

まず、最初の農業委員会費の原材料費でございますけれども、遊休農地解消対策原材料費として、これは農業委員会の方で耕作放棄地の解消活動ということで、耕作をされていないところに農業委員さんみんなで作付をやって、そういうふうには解消していこうという活動をアピールするための種子等でございます。

続きまして、農業振興費の委託料、指定管理委託料でございますけれども、これは「當麻の家」の施設の管理を委託させていただいております。それと、土地借り上げ料も同じく、當麻の家の敷地の借り上げ料ということで、76万円計上させていただいております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 遊休農地解消対策ということですが、農業委員会にお任せということで、作物の種代だろうと思ったんですけども、今後この遊休地がふえていくことが予想されます。このことについては、何らかの今後、手当てが必要になるのではないかと思います。これは意見として述べておきます。

以上です。

西井委員長 川村委員。

川村委員 ただいま谷原委員の関連という質問で、遊休農地の対策ということで耕作放棄地について、農業委員会さんの方での取り組みということで、今、答弁があったわけですが、葛城市において、今、耕作放棄地対策というのは、農林課の方で、行政の方でどのような取り組みがあるかという内容について、ちょっとお聞きをさせていただきます。

西井委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

ただいま川村委員の方からご質問がありました耕作放棄地の市としての対応でございます。現在、葛城市に約8ヘクタールほどの耕作放棄がございますけれども、それにつきましては、先ほど谷原委員の方からもご質問がありましたように、農業委員会としても対応して

いただいているんですけども、それ以外に耕作放棄地再生利用緊急対策事業という形の中で取扱いをさせていただいております。これにつきましては、農振農用地の農地だけにこの事業は対応していき、また中間管理機構にその農地が預けられているという条件のもとにこの対策事業を執行していくという形になっております。この中で、その対応した中で営農につなげていけるように対応しているものでございます。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 ただいまの説明、再生利用緊急対策という名目で耕作放棄地について取り組んでいただいているという内容でございましたが、この農振になっている農地に対する中間管理機構を通しての取り組み、例えば専業農家さんに耕作をお願いしているというような内容なのかなというふうに思っておりますが、その辺、実際はどういう動きをしていただいているのかということをもうちょっと詳しく説明していただきたいんです。実はなぜこのような質問をするかと申しますと、ある若手の専業農家さんからのご意見を頂戴しまして、自分たちは遊休地解消に非常に一生懸命協力させていただいていると、もちろんいろんな自分ところの手持ちの農地以外で今、対策としてその農地を借り上げて、そこで非常に荒れ地というんですかね、非常にそこにはエネルギーを投入して、開墾してやっていくという作業をする中で、自分たちは自分たちで専業の農業グループなんですけども、一生懸命日々専業農家としての仕事をやっているんですけども、そういった仕事と別にそういう遊休地に対応するという、非常に心温まる話というんですかね、そういった話が1つございまして、学校給食における地産地消の推進というところに自分たちは貢献できへんのかなと。その遊休地を利用して、そこに軟弱野菜というのは難しいかもしれないんですけども、例えばジャガイモやタマネギという保管のきくようなものに対して、学校給食というところは値段的なものも難しいし、またサイズとかのことも非常に気にはしているんですけども、何か葛城市における遊休地解消に協力しているんだから、そういった作物を学校給食なりに投入できるような、そんな流れをつくられへんのかなというようにお考えを寄せていただきました。

先般も学校給食における地産地消の品目等で余り進捗がないというようなご答弁もいただきまして、この提案を急に言うて、これがどうなっているかということなんですけど、やっぱり積極的な取り組みをしていこうという気持ちにならなければ、この農業と学校給食というところとの結びつきというのは、皆さん、もう十分周知の上でこれが実現できたらいいなと。ただ、それをやるためにどんな方法をとればいいのかというところはなかなか難しいというのも、私もちょっと食育の取り組みを過去に8年間ぐらいやっていたことがありますので、その橋渡しをするというところが非常に難しいというのはよくわかるんですけども、今、「當麻の家」さんをお願いして、学校給食の食材をそろえていただいている。しかしながら、量的なものが確保しにくいということであれば、そういった作物を契約栽培という言い方がいいのかどうかかわからないんですけども、そういう、こちらからある程度、学校給食のためにつくってくれへんかというような、そんな内容をその対策に組み込ませへんのかなというようになことをちょっと私もお相談を受けまして、そういったことについてちょっとお話を聞かせ

ていただきたいなと思っているんですけども。

西井委員長 市長。

阿古市長 ちょっと多分野にまたがりますので、私の方から答弁させていただきます。

遊休農地につきましては、本年度の取り組みとして、新規就農の兼業農家の育成はできないかというところで、事業の組み上げを検討させていただいております。国の方の農業施策といたしましては、日本国全体といたしましては、方向性は間違いないと思いますが、専業農家の育成を非常に図っておるところでございます。

ただ、葛城市というこの土地といいますか、立地条件を考えますと、なかなか専業農家の育成はハードルの高い事業でございます。ここ数年の取り組みでもその専業農家の育成にはなかなか難しい場面がございます。各山麓地域も含めまして、農家の方々のご意見をお聞きいたしますと、兼業農家の方でも後継者が見当たらない、お子様もう農業はしないんだというような形で、その持つておられる農地自身が非常に管理しにくい状況になっております。農業で生計を立てるといことはなかなか難しゅうございますので、主な収入はほかの仕事の中で確保していただいた中で、時間的に余裕のある時間を、広い面積じゃないんですけども、例えば1反とか2反とか、そういうふうな、当然、耕作放棄地というのは飛び地である場合が非常に多うございますので、農業に興味を持つておられる方に土日、もしくは時間の余裕のあるときに来ていただいて、管理をしていただくようなシステムがとれないのかということのを就農塾の中でも検討するよという話をしております。それに向かつて、国の補助金等が今現在、ない部分につきましてはお願いできないのかというような話も検討しております。

それと、学校給食の話、ここではちょっと本来、分野がかけ離れるんですけども、まず学校給食の食材に対して、地元の農産物が入りにくい事情といたしまして、やっぱり葛城市は4,000食以上の給食センター方式をとっているということでございます。保育所等が自校式をとっておりますので、例えばその保育所の規模によりまして、公立、私学ともどもある一定の食材といいますか、農産物が確保できれば、それなりの対応ができるのかと思いますが、4,000食以上の作物の確保というのは非常に難しい中で、今現状といたしましては、先ほどおっしゃいました「當麻の家」さんから入っている部分があるのですが、やはりその食材の安定性ということにつきましては、市場から取り寄せるという実情でございます。

委員ご指摘のことにつきましては、実は提言をさせていただいております。安定した供給をということになりましたら、当然のことながら、価格の面も量的な面もありますので、専業農家の方で契約栽培ができるのかできないか検討するよという話をしております。それをもし導入することができましたら、地元、地産の農産物が給食センターのその規模に比べて可能になるのかなと思います。

考えておりますのは、個別の農家さんで、趣味とは申し上げませんが、一定量の作物をつくられている方の食材としては難しいであろうと。例えばこれは事例としてあったんですけど、給食センターで作る野菜に虫がついていて、一生懸命洗ったんですけど、取れませんでしたというお話もございます。ですから、そういうふうなことが起こらない形で、どうい

形でやれば、地産の農産物の割合がふえるのかということの1つの検討課題として、それは教育委員会の方に提言をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 市長の今の答弁の後半、この款とかけ離れているといえども、今、遊休地を利用してということが專業農家さんから提案があったということの話が私の話なんですけども、專業農家さんがその遊休地を使って、そういう形で働きを持っていけないかというふうな提案があって、それについてどうですかと聞いているわけで、今、市長は答弁の中に今の遊休地というのは兼業農家での対応やと、別に遊休地でないとだめやとか、そんなことではないんですよ。專業農家さんからの申し入れの、私がいただいた話の中では、僕たちが專業としてやっている、商品には、やっぱり自信があるわけですから、その給食に対応できるということについても一般の市場に出すか、学校給食に投入するかということをご提言いただいているわけですから、非常にこれについてはありがたい話やなというふうに受けとめて、今、ご披露したわけでございます。

それはその方たちに、やっぱりそういうふうな方向で市長は考えてくださっていますよというふうにお伝えしてよろしいですかね。ご答弁いただけるのやったら、いただきたい。

西井委員長 市長。

阿古市長 先ほど多分野にまたがりますというのが遊休地の対策という部分と基本的に学校給食に対する地産地消のウエートを一緒くたにすると、本当にスポットになるものですから、それを切り分けた中で答弁させていただいております。

專業農家さんが作物をどこで栽培されるのかということは、そのことについては葛城市内であれば、こだわっているわけではございません。ただ、遊休農地というのが非常に小面積の中でスポット的にあるということで、例えばその專業農家さんが遊休農地で栽培されましようが、いや、その活動の中で自分で確保されている農地で栽培されましようが、それは給食としての食材との考え方はまた別の話でございます。遊休農地を利用するに当たっては、いろんな方のご努力でそれが解消に向かっていくことを願っておりますが、葛城市全体といたしましても、遊休農地の考え方を一部申し上げたわけでございます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

そしたら、吉村委員。

吉村始委員 1点伺います。

82ページの農林商工費の9目有線放送維持管理費は、私の理解では、旧来の有線放送の部分かなと。その中で、需用費、修繕料がちょっと新たに発生してきています。それからあと、14節電柱共架料ということで、恐らくこれはNTTとか関電の電柱を利用してもらうところの契約期間の関係で費用が発生してきているのかなというふうに推察するんですが、その点、教えていただけたらと思います。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いします。

先ほど、委員さんの方よりその修繕費がどういうことかということでございます。この分につきましては、屋外の有線ですねけども、これは新庄地域の方で電柱等に共架させていただいております。その有線が台風等で切れて、撤去が必要になった分の修繕としまして、緊急対応として20万円を組まさせていただいている分でございます。

続きまして、14節の使用料について、旧新庄地区においては、各大字の公民館に設置しているアンプに、N T T回線を利用して新庄庁舎から有線放送を流しているN T T回線の使用料でございます。また、関西電力の電柱には有線放送の線を共架しておりますので、その共架料でございます。

このN T T回線使用料と関西電力の電柱共架料の合計額238万円を予算計上しております。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 電柱共架料について、もうちょっと詳しくお教えいただきたいんですけども、要は最盛期に比べて、2割減ぐらいにしか電柱共架料が減ってなくて、今後、これはもう不要になってくることかなと思って、理解しておったんですが、そのあたりもうちょっとわかるようにお願いします。

西井委員長 安川部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。

ちょっと先ほどの分と若干ダブるかわかりませんが、今回、撤去料という形ではございません。といいますのは、まだ当分の間、並行して有線放送を利用することがございますので、ただ、その共架料につきましては、今回、撤去料を見ておりませんので、1年間の分として関西電力に払う分を計上しております。

それと、先ほど、ちょっと修繕ということでありましたが、これにつきましては、現在、配線しておりますものが台風等、何らかの影響によって断線した場合、これによって放送がお届けできないケースがございますので、その場合の修繕復旧料で考えております。

以上でございます。

西井委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございません。

奥本委員。

奥本委員 7目休養センター管理費について質問させていただきます。

まず、前年度予算に対して、本年度2,800万円以上の予算がついているんですが、この休養センターというのは恐らく、俗に言うたいま温泉の施設のことだと思うんですけども、なぜここまでこのような予算が必要なのかというのが1点ですね。

それと、その農業者健康管理休養センターの運営委員会というのがあるというのを初めて知ったんですけども、この委員会は何をしているのか。

それともう1点、これが重要なんですが、実は新人議員研修のときに、あそこに見学させてほしいと無理やりにちょっとお願いしまして、行かせてもらった折に、今、福祉事業所が入ってらっしゃいまして、作業をしているということで、行ったんですが、たまたま時間が

遅くて、その作業内容は見れなかったんですが、ちょっと部屋の隅に本来使うはずのないような物品が積み上げられていまして、これは何かと質問させていただいたら、調べますということで、後日調べていただいたら、申請した作業とも全く違う商品の梱包をして、海外に物を売ってらっしゃったという返事をいただきました。そのときにはなぜそれをわかっていないんですかということでお聞きして、指導していきますということでしたけども、そういう本来の使い方じゃない目的をされている現実があったというのを見過ごしていた。なおかつ、あそこの光熱水費ですか、事業者さんが持ってらっしゃるといふふうに聞いていましたけども、ここに光熱水費も予算計上されている。その目的外使用の事業に対して光熱水費を払っていることになるんじゃないですか。以上3点です。

西井委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

まず、予算が2,869万3,000円と、前年度よりも2,400万円ほど上がっていますのは、これは工事請負費を計上しております。この工事請負費というのは、去年の10月の台風の影響で雨漏りがかなりひどくなりまして、それに対する修理費用、それを工事請負費で計上させてもらっております。それが2,100万円とそこの設計委託料として200万円、これで2,300万円の上昇という形になっております。

西井委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

ただいまご質問がありました農業者健康管理休養センター運営委員会の委員報酬なんでございますが、この運営委員会につきましては、事象が出たときに運営委員さん10人におきまして、議事をしていただくものでございます。最近の開催については、先ほどの質問の中で出ました福祉施設が現在入っていただいておりますが、それを決定いただくときにこの運営委員会を開催させていただきました。

それと、福祉事務所が借りておりますことにおきまして、目的外使用ということの中で先般、奥本委員の方からもうちの方にお越しいただきまして、ご指摘いただき、こちらの方から福祉事務所の方に指導させていただきました。

それと、光熱水費という中で、これにつきましては、あの部屋におきましては、水道、ガス、電気、これ全部子メーターをつけさせていただいて、その分については別枠でかかった分についてはいただいております。ですから、今、休養センターにあります光熱水費という中は全体なんですけれども、この施設に係る光熱水費はまた別枠で歳入としていただいているものでございます。

以上でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 ただ、今、気になったのがもう使っていない建物に対して維持管理費が非常にかかってくると。なおかつ台風によって、修理費がまたこんな高額なのがかかってくる。これを修理したとしても、使いようとか使い道がほとんどないということに対して、これだけの高額のお金がかかっていくというのは、やっぱりある程度どこかで何らかの決断を下さないと、今後

ますますこういうのが無駄なお金としてかかってくるのではないかと思いますので、その辺、今後行政当局の決断をしていただけたらなと思います。

それと今、最後にありました目的外使用については実際に起こっていたわけなので、福祉事業者に貸すということを運営委員会さんが決定されたわけですので、その後の追跡調査は、やっぱりそこまでやるという責任がなかったのかどうか。せっかくこういう委員会で報酬まで取ってやってらっしゃるんやから、入れたのはいいけども、後は知らんという、そういう体制はちょっとあんまりよくないんじゃないかと思っておりますので、今後、こういうことをこの施設に限らず、追跡調査だけは必ずやっていただきたいと思っております。

西井委員長 市長。

阿古市長 ご指摘いただきました点、まず本来の目的外使用の部分につきましては、こういうことは二度と起こらないように指導を徹底したいと思っております。

それと、委員ご指摘の屋根の修繕の話でございます。実は、火葬場のときにも、屋根の修繕費が出ておりました。火葬場の方は修繕で、実はこちらの方は多目的ホールの屋根の全面のやりかえでございます。その金額の差がございますが、まず行政の考え方として、ひとつご理解いただきたいのは、施設はできるだけ大切に使用していきたいという考え方でございます。その中で、この例えがいいのかどうかわかりませんが、例えば持ち家をお持ちの方の考え方と似ているように思います。家をお買いになりまして、ある年数が来ましたら、いろんな不都合がございます。その中で、まず考えるのはその家というのは大切に使用していった中で、修繕をかけていかないといけないレベルであるのか、それとその使用年数、もしくはその外的、いろんな要因によりまして、もうそれは修繕じゃなくて、ある部分のところをまるっきりかえるような大きな形のものにする必要があるのか。それと、家の状況によっては、もう改築を考えていくべきなのかというような段階があると思っております。行政資産でございますので、有効な利用の仕方では物は大切に使用していくことをまず大前提に考えております。今回の農業休養センターの屋根のふきかえ部分でございますが、そのホールでの活動実態、使用実態を把握した中で、なおかつこれは簡単な修繕では賄えないという判断をいたしました。といいますのが、先ほど21号の台風の話をしたんですけど、それまでに雨漏りははずっとしておりました。その中で、長らく放置されてきたんですけども、使用されている方々からのご意見もいただきまして、これは、やはり大切に使用していくべきであろう、そのための屋根の修繕、全面修繕になるわけですけども、それが約2,000万円近くになっておるといのが実情でございます。

火葬場におきましては、その全面の屋根のふきかえといいますか、そこまでには及ばない状態での修繕という判断をしております。その段階によりまして、判断は変えていきたいと思っております。

それと、これは基本ベースの話なんですけども、行政の中で、建替えという話がよく出てきます。耐用年数もあります。それはある種特殊な要因の中で判断していく部分になるかと思っております。ベースとなる部分は民間の家を持っておられる方と全く考え方は一緒ではないかと、物は大切に使用していく。その中で、行政的な判断といたしまして、要因として入ってき

ますのは、合併という特殊な要因も1つでございます。それと、法的な部分の問題、例えば耐震の部分、もしくは消防法の部分ですとか、そういうのが特殊な要因でございます。それで、行政といたしましても、それはお金があれば、個人の方でも同じなんです、お金があれば、全部建替えてしまったら一番早い話でございますが、行政といたしまして、その判断をすべきは特殊な要因の中で、特別に補助金が出るような事業が見つかった場合ですとか、結局、全面的に建替える場合におきましては、非常にお金がかかりますので、ですから、あるものはできるだけ長く大切に使うっていくということを大前提にしながら、そういう機会があれば、そういう作業に入っていくという形でございます。そやから、ベースとなる考え方とその特殊な事情の組み合わせによって、予算の計上の、どういうやり方をするのがいいのかということは、個々の施設、個々の状況、条件ですね、それによって、判断の変わる場所でございます。

今回の多目的ホールの屋根のふきかえに関しましては、現実にそれを使用されているという状態を鑑みながら、これは長年雨漏りもしておりましたので、それはもう屋根をふきかえしなければ使用できないとの判断での予算づけでございます。

以上でございます。

西井委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

下村副委員長。

下村副委員長 ちょっと3点質問させていただきたいと思います。

77ページの農林商工費の農業委員会費の農業委員会委員報酬ということで、昨年度のをちょっと見ていましたら、農業委員会委員報酬26人で256万2,000円というのが昨年度はそういう報酬の欄に記載されておりますけれども、今年度、農業委員会報酬14人ということと、その下に農地利用最適化推進委員報酬ということになっているんですけれども、これ、昨年度とのこの内容の違いをまず教えてほしいということと、2点目は78ページの農業振興費の15節工事請負費の5,000万円という、恐らく「當麻の家」の関係だと思っておりますけど、この説明をお願いしたいということと、あとは尺土駅前広場整備周辺整備事業費、これでちょっとお聞きしたいんですけれども、地元から要望が平成17年度くらいからと思うんですけれども、この尺土駅前の周辺整備事業に対して、大字要望が上がっていると思うんですけれども、それが今も上がっているかどうか、また内容もちょっと教えてほしいんです。

以上3点。

西井委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

まず、農業委員会費の報酬ですけれども、去年はちょうど農業委員さんの改選ということで、任期が7月19日まででございました。当初予算におきましては、その7月19日までの予算を組ませていただきまして、その後におきまして、補正をさせていただき、23人分の報酬を6月の議会でさせていただきました。それで今回、平成30年度予算では、その報酬の費用がふえているということです。

次に、農業振興費の工事請負費でございますけれども、これ、平成29年度におきまして、平成28年度繰越しの地方創生拠点整備事業で整備する予定でございましたけれども、その中には「當麻の家」の増築工事と舗装工事、駐車場整備工事等、一緒にしておったんでございますが、その増築工事との同時の進行が作業スペースなどの問題におきまして、施工がかなり難しく、平成30年度におきまして、改めて事業着手させていただきたく、5,000万円の予算を計上させていただいております。

以上でございます。

西井委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの下村委員のご質問でございます。尺土駅前周辺整備事業につきまして、地元からの要望が上がっているかという問いでございます。こちらにつきましては、大字、尺土区の方から例年一番の要望といたしまして、尺土駅前周辺整備事業の早期完成という形での要望を例年いただいておりますので、それに向けて、市といたしましても、整備の方に重点を置いて進めさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

西井委員長 下村副委員長。

下村副委員長 農業委員の人数ですが、前年度は人数26人と書いていたんですけれども、先ほどの説明で23人分とちょっと聞こえたんですけれども、農業委員さんがその3名減ったということの理解でよろしいのかどうか。次に「當麻の家」の工事で舗装工事がされるということなんですけど、もうトイレは以前に改修されたということで、それは知っているんですけれども、もう少し詳しく教えてほしいです。

それと、尺土の駅前の整備のことなんですけれども、これ、個人的ですけども、以前、10年も前、私は大字の役員というのか、協議員というのをやっております、その中で、駅の周辺整備ということで、北側も回転広場といいますか、それを設置してほしいという、そういう要望もあったんですけれども、そのままずっと来ていると思うんですけれども、そこらのところをもう一度確認したいです。

西井委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど農業委員さん23名と言いましたけれども、これは合計が23名でして、農業委員さんは14名、そのほかに農地利用最適化推進委員さんが9名、合計で23名になっております。前の組織からは3名減という形でございます。

それと、「當麻の家」の駐車場の整備ですけども、ちょうど今ある駐車場の北側にその計画区域を設けておりまして、全部で1,700平米ほどの駐車場の造成、大体48台駐車場できるぐらいのスペースは設けさせていただきます。

以上でございます。

西井委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの下村委員の質問でございます。大字要望といたしましては、尺土駅前周辺整備という中で、166号線北側の国道までというような表記はされております。ただ、今までからも申し上げておき、まず尺土駅前周辺の現在行っております駅舎南側の整備をまず進めた中において、北側の部分についてはどのように地下通路を使った中でやっていけるのかということも検討はしていかなければなりませんので、ご要望いただいておりますことは確かに例年ご要望を出していただいておりますわけですが、まずは現在やっております事業の方の進捗を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

西井委員長 下村副委員長。

下村副委員長 尺土駅前整備事業のことなんですけれども、今、増井部長が言われたとおり、南側をまず完成して、それから北側を考えようということは私も答弁は聞いております。今、何でそんな質問をするかといいますと、場所をご存じな方もあると思うんですけど、今、当初土地開発公社の方で北側の土地を購入したということでございます。坪数はどれぐらいあるのかどうか知りませんが、今、購入されたところの北側に駐輪場があるんですけれども、その駐輪場を今、購入されたところへ持っていったとしたら、駅前の回転広場になるぐらいの広さになると思うんです。私は近所に住んでおまして、よくわかるんですよ。大和高田市の橋町や市場から送迎に来られる車は確かに多いです。それはよその市やからええやないかと、そんなんじゃないしに、村の中は道路が狭いので、危険なことは危険なんですけれども、そういう意味合いで、当初から大字要望として、北側も国道166号線まで抜いてほしいという要望がされたと思うんです。いまだにまだ要望があると思うんですけども、先ほど言いましたように、北側の土地を市の方で購入されたということで、ちょっとその回転広場のことを今後検討していただいて、もうちょっとスムーズに車の回転ができるようにしていただきたい。でないと、最近、見ていると、市が購入されたところにちょいちょいなんですけれども、勝手に車をとめられているのが結構毎日のようにあるので、それでは非常に困るということで、ちょっとそれは頭に入れてもらって、今後、その事業に進んでほしいと、要望にしておきます。よろしくお願ひします。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 川村委員が質問されたことに関係することなんですけど、耕作放棄地の問題の中で出てまいりました、いわゆる専業農家で頑張っておられる農家さんがおられまして、私も多分同じ方をイメージしているんだろうと思うんですけども、耕作放棄地になるという方の農地もお借りして、土地をふやしながら規模を拡大しておられる。そのために機械も購入するということが、非常に熱心にやられている方がおられるわけなんですけれども、やっぱり農家としては、要は出荷先の確保というのが一番頭が痛い問題で、米をつくるのはもう出荷先がはっきりしているからで、やっぱりその点から学校給食に一定数、年間を通じて計算できるようなことがあれば、ジャガイモとかタマネギとか、比較的扱いやすいものについては、そういう要望

は強くあると思います。

そういう意味から、地産地消という観点から、ちょっとこれは教育の方になるのか農業の方になるか、阿古市長がおっしゃったように分野が多岐にわたりますので、できたら、檀原市なんかは農家さんと、それから市民代表、それからPTA、それから行政、それからJAも入っていたと思いますけれど、そういうふうな委員会をつくって、地産地消を地域で支える、熱心にやっている農家さんも地域で支えるというふうなことを、何か取り組みはされておりますけれども、農と食と教育の部分で、横断的になるんですけれども、何らかのそういう検討委員会なりを立ち上げられる計画はあるんですかねということをお伺いしたいと思うんです。

これは阿古市長の施政方針の中に山麓部の景観計画策定事業というのがありまして、景観保全誘導ゾーンとして位置づけという、ここは、やっぱり里山なので、里山というのは今、一番農家さんは大変なわけですよ。獣害の被害もありますし、草刈り地も多いです。そういうところともあわせて、総合的計画が私は必要だと思うんです。本当に美しい山麓地域の里山が広がっていますし、景色もいいですし、私もここは何とか維持したいし、もっと盛り上げていかなあかんと思っているんですけれども、そこら辺の景観計画として策定するとはあるんですけれども、このあたりに農業振興との兼ね合いがどうなのかということをお伺いします。

最後は、ナラ枯れの問題です。ナラ枯れの問題は今年ちゃんと予算化されまして、84ページのところで、林業振興費のところに19節ナラ枯れ被害防除事業補助金ということでつけていただきまして、これは本当に心配されている方は大変心配されていまして、これも施政方針の中にしっかり書き込んでいただきました。

それで、ここのナラ枯れについて少しお伺いしたいんですけれども、現況が今、どうなっているのかということと、あと原因ですね。対策は切っていくと。薬でもだめでしょうから、切り倒していくということですね。だから、現況、それから原因をどう捉えているのか。それからあと、復旧ですね。切った後、やはりまた植林なり何なり、またナラについてどういう木を植えるなりということがありますので、このナラ枯れ対策について少しお伺いします。

西井委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

今、谷原委員のご質問ありました学校給食と農業振興に関する中での各関係機関との連携なんですけれども、さきの一般質問の中で、増田委員のところにもお答えさせていただきましたが、確かにただ農というだけではそういった分野について解決できるものではありませんので、学校、また給食センター、そしてまた農林関係、農協、それと専業農家の方、また兼業農家の方、そして葛城市は法人組織がこのごろどんどんふえてきておりまして、現在で6法人ほどありますので、それと道の駅かつらぎ、「當麻の家」等の出荷先とも協議させていただいた中で、一番いい方法をこれから協議させていただきたいと思っております。それで、そういった連携を組織を結びまして、やはりその地元産という形の中の捉え方をよりかたくするような形を考えてまいりたいと思っております。

それと、山麓地域の今後の農のあり方という形なんですけれども、山麓地域を1つの保全区域という形の中で考えていただいておりますので、現在、葛城山麓、特に新庄地区の山麓地区の中で、葛城山麓地域協議会というのをつくっていただいております。この中で、この協議会はこの山麓地域自体の特徴ある農業のあり方を考えていただいておりますので、その地域に合ったもの、例えば米1つにとりましても、やはり差別化というのか、独特な捉え方のできる米をつくっていただくとか、そういった形の中の営農作物を、出荷先も捉えた中で、より1つ価値あるものをどういうようにつくっていいのかというのを今現在、やっていた状態でございます。

以上でございます。

西井委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いいたします。

ナラ枯れ被害防除事業補助金でございます。今現在は奈良県の北部の方からだんだんナラ枯れの被害が南下してまいりまして、今では二上山から近ごろでは葛城山の麓あたりまでも被害が及びかけているような状況でございます。

これの原因といたしましては、カシノナガキクイムシが媒体するナラ菌に引き起こされるナラ枯れに発生しますカエンタケ被害というのが原因とされておりまして、今年度に関しましては、周知の危険な道路の際とか、登山道付近あたりのナラ枯れを起こしている木の伐倒を行っております。平成30年度につきましては、この事業が変わりまして、個人で伐採駆除をされた方に対して費用の2分の1を補助するものでございます。それと、今は伐倒して、その場に置いておく状態でございます。その後、植林なりをするかということでございますけれども、それは今のところは考えておりません。

以上でございます。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

大変部局にわたる総合的なご質問をいただいております、ちょっと先ほど、最後、観光部長の方からの答弁の中で、景観計画について、その中で農業振興も考えるというふうな多分説明ぶりであったかと思いますが、景観計画自体はこれは、やはり山麓地域の景観を守っていくということで、保存とか規制とか、こういった切り口がこちらの方の役割分担の中ではそういったものが大事になってまいります。

一方では、委員お述べのとおり、農業についても本来農振計画というのは農業振興のための地域計画でございまして、えてして、運用の方は農業以外に使いたいから農業地区の除外というのが、一番実は残念ながらら手続として多く出てまいるものではございますが、本来はどのエリアでどのような農業生産に適しているから、こういった作物の作付を頑張ろうとか、そのための農業生産の加工施設をどんなものをつくろうとか、そういうことも含めた、まさに農業振興の全体の総合計画が農振計画でございまして、こちらにつきましては、農業振興計画、これも計画の変更にはいろんな手続がございますので、小まめに変更できる代物ではないものでございますが、計画の役割分担としましては、むしろそちらの方で考えてい

くべきことかなと思います。

ちょっと紹介の中で、景観計画の中で全部やるよというふうな説明ぶりになってしまったのではないかというところについては、これは訂正を申し上げたいと思います。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 最初の地産地消にかかわることですけれども、学校給食関係者とかJ Aとか専業農家とか法人されている方、道の駅等関係者と協議していくということですけど、協議体をつくるわけではないということですかね。山麓地域活性化事業なんかでは、その地域協議会を設けて、検討していくということですけど、とりあえず農林課が調整していくという意味での協議なのか、そこら辺をお伺いしたいのが1点です。

それから、2点目ですけど、ナラ枯れの件なんですけれども、要は、非常に深刻な状況になってきていると思います。と申しますのは、シイタケ農家さんのクヌギの原木が福島で原発事故があって以来、福島産が入らなくなって、九州産、これは非常によくないそうです。それで奈良県産が結構使っておられたと。ところが、その奈良県産の原木がこのクヌギのナラ枯れでもうだんだん北から南の方に広がって、今はもう廃業せざるを得んかなというふうなことで、おっしゃっている方がおられます。それで食いとめるのは江戸時代も一度はやっただしですけども、全部切り倒すと。切り倒すしか手がないということなので、早く切り倒していかないと、どんどん南へ広がっていくということがあるので、これは県の方からの指示なのかもわかりませんが、早急な対策が要るのではないかなというふうに思います。

その上で、復旧ということで、私はこの件を聞いたのは二上山を山歩きしている会の方からお聞きしまして、切った後、必要があれば、私らドングリを植えていくよ。僕らは山歩きが好きやし、二上山をよく知っているから。だから、そういう方の力も得て、ほったらかしではなくて、やっぱり再生しないと土も崩れていく、そういうこともありますので、そういう市民の方も大変心配しておられるので、広報なりでそういうことができればいいかなと思いますので、ちょっとその点についてのお考えを伺わせてください。

西井委員長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

ただいまご質問がありました地産地消に伴う連携の捉え方ですが、特に学校給食という問題になりましたら、いろいろな諸問題、規格の問題、また供給の安定性や供給ができるかどうかということもありますので、初めから協議会という形式張ったものをつくるのではなくて、そういった各種団体の各種関係者の方と協議をさせていただきながら、そのような方向づけができた時点でそういった協議会を設置したいと考えております。

それと、このナラ枯れを起こしている山林は、クヌギを植林した営業林ではなく、自然に生えたもので、これらの木に病気が発生しています。

自然に生えた木ではございますが、山の所有者はほとんど個人の山でございますので、ドングリを勝手に植えるということではできませんが、検討する余地はあるかと思っております。そういったところも踏まえて今後の対策については考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

西井委員長 よろしいですか。

ほかに。

増田委員。

増田委員 先ほどの学校給食の関連でお願いを先にさせていただきます。私が前回に質問させてもらった折には、今、池原部長からご答弁していただいたように、先ほどから議論あったように、農家単独ではなかなか先ほどの市長のお話にあった4,000食という賄いを一部の農家で賄うことはできない。となれば、複数の農家による1つのグループ、そういう組織体制をする必要があるやろうと。市の方でそういう声かけをして、関係機関の方々に寄っていただいて、そういう学校給食生産グループ的な組織の力でこの4,000食の賄いをどこまでできるかと。そういうことをするよと、前は答弁された。今回の答弁でもすると言われている、それでは何でしなかったのか、するよということをお約束いただいて、それが進まなかったということなんで、早速その議論の場を、教育委員会で主導権をとるのか、農林課で主導権をとるのか、どちらにいたしましても、市の主導で関係者が一堂に集まる機会を早急にとっていただきたいなということ、これはもう再度のお願いということだけを申し上げておきます。

それから、79ページの3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金の花卉振興会補助金26万4,000円、これは新しい言葉といたしますか、組織というものが出ておりますけども、その内容についてお聞きをします。

それから、先ほどの農業委員会の関連で私も質問させていただきます。農業委員報酬462万円、14人と農地利用最適化推進委員報酬291万6,000円、9名と、これを割り算しますと、どちらも約33万円になっています。これ、金額で物を申したら、失礼になるので、ちょっとこの農業委員会委員さんの役割、それから農地利用最適化推進委員さんの役割ですね。責任と権限も含めて、どういう役割分担をされておられるのかということをお聞きします。

それから、80ページの経営所得安定対策事業の19節負担金補助及び交付金の生産調整地域調整推進助成金120万円でございますけれども、予算の概要のところを見ていますと、450万円から120万円に減っております。説明の中では10アール当たり3,000円助成と、こういうふうに書いておりますので、単純に計算すると3,000円掛ける150ヘクタールで450万円ということかなと。それが40ヘクタールまで減って、3,000円を掛けて120万円と、こういうことで間違いはないのか。この3点をお尋ねいたします。

西井委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

先にご質問に答える前に、先ほどの学校給食地産地消の件ですねけれども、先ほどもお答えさせていただきましたように、各種関係者と連携して、これから話を進めてまいりたいという形でお話しさせていただきましたので、早急にそういった形の中で各種団体とも協議、連携をして進めてまいりたいと思います。

それと、花卉振興会の件でございます。花卉振興会に今年度26万4,000円の補助を出させていただいておりますねんけれども、これにつきましては、従来の「花卉園芸組合」が「花

卉振興会」と名称を変更されましたので、今年度より花卉振興会と補助という形の中で、名称を変更させていただいたものでございます。

以上でございます。

西井委員長 吉村補佐。

吉村農林課長補佐 先ほどご質問いただきました農業委員の役割、それから農地利用最適化推進委員さんの役割について、詳細についてご説明をさせていただきます。

農業委員会法の改正がございまして、今回、改正後、新たに農地利用の最適化の推進という目的の規定が新たに設けられまして、農業委員さんにつきましては、これまでと同様の許認可事務を主体とする業務を行っていただいておりますが、新たに農地利用最適化推進委員に選ばれた方につきましては、担当する区域の農地利用の最適化の推進活動という目的の中で、遊休農地の発生防止とその解消、それから担い手への農地利用の集積、集約化の推進、新規参入の促進等の活動が主なその目的の中で新たにできた委員さんとなっております。

西井委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

生産調整地域調整推進助成金でございます。これは1反当たり3,000円という助成ではございますが、今年度の見込みが約20ヘクタールほどになりまして、これは予算よりも減ってはおりますが、助成の申請書というのをを出していただくというのが前提となりましたのと1,000平米以下の面積は対象にはしないということで、平成29年度の決算見込みが20ヘクタール、今回、平成30年度の予算を計上させていただいておりますのは40ヘクタール分の120万円でございます。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 花卉振興会については、私が聞いている範囲の話をしますと、ちょっと抜けているのかなと。そういう花卉の振興にいろいろと活動されていたグループと花卉園芸組合といろいろと花に関する研究グループが複数あったので、これに統合したというふうに伺っておりましたので、そういうふうに訂正していただけるのなら訂正してください。

ただ、花卉園芸組合の26万4,000円をそのまま同じ予算をここに充てていただいているということなんですけども、それは花卉の振興に使っていただくということに関しては、それはそれでありがたい予算ではあるかと思えますけれども、ただ単に名前が変わったのと違うよと、新たにこの名前が変わって、従来と違う活動をされるその内容、多分、設立総会ときもそのような趣旨のお話をされていると思うので、その辺のところを再度お尋ねします。これはイコールではないと思うのでね。その辺のところをお願いします。

それから、農地利用最適化推進委員と農業委員は明確に、先ほどのご説明にあったように、従来の農業委員さんは集約化されて人数を少なくされて、26人が14人になったんだったかな、それで、広範囲にわたって農業委員としての従来の許認可といいますか、申請のいろんな手続をしていただく役割を果たしていただくと。これは今、私が言いましたように、従来の範

困より広い範囲にわたって、農業委員業務をしていただく。一方で、遊休農地がふえて、利活用をいろいろと問題、先ほどの川村委員のお話にもあったように、利活用についていろいろと農地をどう活用したらええねんという国からのいろんな制度のお話も含めて、その役割をしていただく推進委員として新たに9名の方が市内9分割に分かれて、この業務に当たっていただくということなかなと理解しました。私は当初は農業委員さんがおられて、そのサブ的な業務がこの農地利用最適化推進委員かなと思っていたんです。全く違う仕事を農業委員会の中で遊休農地対策と農業委員業務をされると、こういうふうに今、認識したんですけども、間違いなかったら、それでお答えいただきたいと思います。

それから、生産調整の助成金については、10アール3,000円の支払い規定が、10アール以上を1つの区切りとして今年から制限を受けたので、対象となる面積が減ったと、こういう説明であったと思います。

米の生産調整というのは新聞でも出ておりますが、今でも転作することを推奨されているのか、いや、もうフリーですよと、つくり放題、やり放題と、余っても関係ないと、ほんでそれは自分にはね返って、市場原理でつくり過ぎて米が余ったら、安なるだけやからというふうに国の動きとして出てきて、その結果がこういうふうな転作率の減少につながっているのか、その辺のことをもう一回お聞かせください。何でかという、ある地域では葛城市内でも米が国の指導のもとに余りつくってほしくない、もしくは県の指導で市も含めて、お米余り現象から調整しなさいというお話のもとに、麦とかそういうものをつくってもうたら支援するよということで、いろいろとつくりにくい余り収量もよくない麦をつくって、国の指示、指導のもとにやっておられると。いや、そうやないと、いや、もうそなんその時代は過ぎたんよということであれば、またその地域の方も米の生産調整、転作に関する考え方も変わってこられるかなと思うので、ちょっとその生産調整についての国の動き、県の動き、市の考え方等について、もう一度お尋ねをします。

西井委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

ただいまご質問ありました花卉振興会と花卉園芸組合の違い、それにつきましては、ちょっと私の方の言葉足らずで申しわけございませんでした。完全なイコールではなくて、もともと花卉園芸組合そのもの自体につきましても、年代も当時の當麻町花卉園芸組合、新庄町花卉園芸組合が合体して、葛城市花卉園芸組合という形でなされた経緯があるんですけれども、やはりその組合員さん自体も年代も高くなってきているところに至りまして、またその後継者自体も現在、同じように同業で仕事もしていただいていることから、そういった形と、それと葛城市にはもともと花卉出荷組合、花卉園芸組合、花研究会というのがございまして、そういった団体が同一性の方向でこれから、やっぱり出荷先、出口そのもの自体の問題もございまして、そういったのと、やはりこれから次の担い手も考えた中での取り組みをどうやっていくのかという中で、踏まえていただきまして、新たに花卉振興会という形の中でつくっていただく。ですから、今まで花卉園芸組合の諸先輩方が培われたものも引き継ぎ、また今後のことも見据えた中での花卉振興会という形の新たな名称変更イコール次の時代に合

った捉え方をやっていくという形で今、やっていただいているところでございます。

それと生産調整の関係でございます。転作におけます平成30年度以降、今年度からの取り組みという形なんですけれども、今までは国の方から転作率何%という形の中で割り当てもかかっておりました。ただ、この平成30年度からは国の方からの転作率の示しはございません。ただ、平成30年度からは行政による生産目標数量の配分に頼らざるとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や出荷者、団体が中心となって、円滑に需要に応じた生産が行える状況になるように、行政、生産者が一体となって取り組むものという形に考え方が変わっております。

ただ、今年度につきましては、まだ平成29年度まで転作率が割り当てというのもありました中で、平成30年度ですぐになくなるというのもしんどい話ですので、一応、県の方から目安という形の中の転作、生産数量目標は来ております。ただ、国としては出されていないですけれども、国としましても、これからそういった情報を生産量がどれぐらい全国的に出てくるのかという形はどんどん流す中で、県の方にもヒアリングをとりながら、その方は考えていくということで聞いております。

あと、助成対象につきましては、従来、米の7,500円というのは平成29年度で打ち切りになったんですけれども、そのほか、水田の活用とか、その辺については従来どおりでございます。

以上でございます。

西井委員長 吉村課長補佐。

吉村農林課長補佐 農林課の吉村です。よろしく申し上げます。

先ほどの農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する補足説明をさせていただきます。

増田委員おっしゃるとおり、法律の趣旨におきましては、農業委員の目的、それから農地利用最適化推進委員の目的はそれぞれ定められておるところでございます。農業委員の14名につきましては、法の趣旨の規定に基づく定数から成っておる14名でございます。この14名の根拠といたしましては、農地面積、農家戸数等によって定められた定数でございます。

それから、農地利用最適化推進委員におきましては、100ヘクタール当たり1人設置せよという定めがございます。平成29年4月1日現在の葛城市の農地面積864ヘクタールに対しまして、100ヘクタール当たりということでございましての9名ということで定数を定めさせていただきました。

それから、業務の運用でございますが、法律上におきましては、明確にそれぞれの役割は分担をされておるところでございますが、その運用上におきましては、農業委員さんが持っております議決権につきましては、農地利用最適化推進委員には与えられないものでございますが、それ以外の運用におきましては、それぞれ補完する役割も法律の趣旨から読み取れる部分もございます。そういったことから、現在の運用におきましては、それぞれともに農業委員会運用に携わっていただいているような現状で進めさせていただいているところでございます。ただし、法律の趣旨につきましては、尊重しながら、今後農地利用の最適化に向けての活動を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございますので、よろし

くお願いをいたします。

西井委員長 増田委員。

増田委員 冒頭の遊休農地の議論の中でもございましたけれども、こういう農地利用最適化推進委員という場も新たにできるぐらい、遊休農地に関しては、こういう推進委員さんがおられますので、しっかりと、先ほど申された葛城市の8ヘクタールの遊休地を有効に活用できるような、専業農家、兼業農家を問わず、フルに利活用できるような、そういう取り組みをしていただくようお願いをしておきたいなというふうに思います。

それから、花卉振興会につきましては、説明がございましたように葛城市内の生産者が一堂に集まって同じ葛城市で花卉栽培をされているとはいうものの、市場ではライバルであったり、競合産地であったりというふうなことも、そういうこともあった中で葛城市の花をつくっておられる方一堂がこの振興会という組織の中で、今後の葛城市の花をどう振興していくかという議論の場を新たにづくっていただいたということは、非常に画期的なことやと思います。だから、ここにはしっかりと市の方も耳を貸していただいて、今後の葛城市の花卉振興の支援をしっかりとしていただくような、そういうふうな、今後、実のある会になるようにご支援していただけたらなというふうに思います。

それから、生産調整については需給見通し、要するに今年のお米は国民全体でこれだけ食べるよという1つの数字を示して、これを目安につくったらどうですかという国の数字、これが需要見通しの数字やというふうに解釈をしていますけれども、それに応じた面積配分は県はちゃんと市町村に向けて、葛城市の目安の面積はこのぐらいやというのは出されておると。これ、一方では、独禁法にひっかかるのと違うかと、価格を調整するために米の生産量を談合したと、こんなことを以前言われたこともあるんです。安定的な国内の米の生産ということで、そういうことをずっとされているんですけど、いろいろ問題があって、需要量の配分というふうな形になったというふうに聞いていますけれども、米の生産調整については、引き続き目安としては出ているけれども、市内の生産調整の達成率というのは未達傾向にあると私は認識をしております。それは別にペナルティー、昔みたいに県からの補助金をカットされると、そういうふうなことがなくなっているの、いいかとは思いますが、そういうふうな国の指導に基づいた取り組みをされた場合については、引き続き、先ほどの説明があったように、加算金的なものは引き続き助成していただくよと、こういう先ほどの説明があったかと思いますが、生産調整についてはそういうことやというふうに理解をさせていただきました。どうもありがとうございます。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時53分

再 開 午後3時10分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

ほかに質問はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 85ページ、5款農林商工費、1目商工振興費の19節負担金補助及び交付金、その中の中小

企業資金融資保証料補給金、そして中小企業資金融資利子補給金という項目があるんですけども、去年にもあるんですけども、10年以前は補給金という、こういう言葉がなかったと思うんです。この補給金というのはどういう意味を持っているのか。これは融資なのか、給付なのかということです。

融資とした場合、これが2点目の質問なんですけども、本来企業資金の調達というのはいろんな方法がございまして、有名なところで25年前に不良債権の圧縮、自己資本比率の確保ということで、金融機関の融資の引き上げということが社会問題となりまして、国際的な貸し付けの総量規制に伴って、特に中小企業への資金融資が非常にしぼめられて、それにかわって、国の信用保証協会がその保証の裏づけをする。要するに、金融機関は自分ところの不良債権を減らしたいがために保証協会への乗りかえを促して、自分ところの自己資金比率を高めたと、要するに、いわゆる貸しはがしという問題がございました。それによって調達できた、営業をうまく継続できた企業もあれば、一部では本来なら淘汰される企業に対してお金を使ってしまって、また更に不良債権を産んだということがございました。

その問題とするところは、与信判定という、信用をどこまで与えるかという、その枠決めというのは非常に大事になるんですね。要するに、審査です。今回、この補給金が審査という項目を含むのであれば、その与信判定を誰が行うのか。実際、過去にも利用実績があるかと思うんですけども、その具体的な審査枠の設定基準、そのこれまでの利用企業数、その2点をお聞かせください。

西井委員長 岩永課長。

岩永商工観光課長 商工観光課の岩永でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、中小企業者経営改善資金利子補給金について、ご説明をさせていただきます。

この補給金は葛城市中小企業者経営改善資金利子補給要綱に基づきまして、利子補給を行うものでございます。葛城市の商工会に窓口となっただきまして、株式会社日本政策金融公庫から経営改善貸し付けマル経、マル経融資と通常呼んでおります、を受けた事業者に対しまして、支払い利息の30%を補てんする制度でございます。融資限度額は2,000万円で、返済期間は運転資金の場合7年、設備投資の場合は10年となっております。保証担保はこの場合、不要でございますが、商工会会長の推薦が必要でございます。

それから、中小企業資金融資保証料補給金と中小企業資金融資利子補給金について、この制度の説明をさせていただきます。

中小企業資金融資保証料補給金及び中小企業資金融資利子補給金につきましては、葛城市中小企業資金融資規則に基づきまして、交付をしております。市内の中小企業者の支援を行っております中小企業資金融資制度を利用され、融資を受けられる事業者に対しまして、信用保証協会に支払います保証料の70%を市が補給するとともに、今、平成29年度、金融機関に支払っている利息は全体で2.175%でございます。この2.175%の場合、市はその1%分を補給する制度でございます。1業者に対する限度額は運転資金が500万円、設備資金が1,000万円で、創業者支援が1,000万円というふうになっております。

それから、融資か給付かという質問でございますが、内容からすると、その利息と保証料

の、どちらかといったら、市が給付している方という形になると思います。

それから、与信判定につきましては、中小企業者の経営改善利子補給金、こちらに関しましては、株式会社日本政策金融公庫の方でされているというふうになると思います。

それから、中小企業の資金融資、保証料の補給金、こちらの方に関しましては、信用保証協会を通じますので、信用保証協会の方で審査ということになります。

それから、平成28年度の実績で申しますと、中小企業者経営改善資金利子補給金の方でございます。こちらは平成28年度、23件、39万4,610円を補給しております。それから、中小企業資金融資保証料の補給金と利子の補給金の方でございます。こちらの方が、まず平成28年度の融資総額が、運転資金の方で32件1億400万円、それから設備資金で4件1,670万円、合計で36件の1億2,070万円。それから、補給している金額でございます。平成28年度が保証料の合計130件補給しておりまして165万2,682円、それから利子の補給の方が平成28年度、145件ありまして、213万6,287円補給しております。

以上でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 どちらかという、給付の性質を持つということで、最近の経営者はいろいろ資金調達に非常に恵まれているなという感じを受けました。それと、心配しました与信判定については、保証協会が入るということで、市の行政の方が負担を補わんで済むということで安心いたしました。実績についても了解いたしました。ありがとうございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

川村委員 85ページの2目観光費、8節報償費の中にあります観光アドバイザー会議委員報償費ですね。これ、昨年からちょっと回数が減っているということなんですが、委員と内容についてご説明をお願いします。

西井委員長 岩永課長。

岩永商工観光課長 商工観光課の岩永でございます。

観光アドバイザー会議についてということでございます。

平成28年度、まず観光アドバイザー会議は2回開催されております。1回目が平成28年7月9日、これは當麻文化会館でパネルディスカッションを公開でさせていただいております。2回目でございます。これが平成29年2月11日に當麻庁舎会議室で行われてから、「天使のいる図書館」完成披露上演会を見ていただいております。

観光アドバイザーの会議のメンバーでございます。委員長が大阪観光局の理事長、溝畑様でございます。副委員長が市長の阿古市長となっております。それから、委員が元東京藝術大学美術学部教授の尾登様、それから環境・エネルギーコンサルタントの宅様、それからNHK国際放送番組「Forbidden Kyoto」エグゼクティブプロデューサー、こちらの方はNHKの職員ではございませんで、外部からのプロデューサーということで、この番組に何本かプロデューサーとして入っておられるということでシェリー・ヤマグチ様、それから千房株式会社の中井様、株式会社毎日放送相談役最高顧問の山本様、朝日放送コン

プライアンス室の顧問、乾様、それから商工会の会長、それから當麻寺から代表、それから株式会社KADOKAWAの玉置様、以上がメンバーとなります。

それから、平成29年度からは予算で1回しかしないということで、1回分の予算を計上しております。こちらの方は平成29年12月27日に新庄庁舎の方で行いました。内容といたしましては、現在、相撲館で実施しております体験プログラムの動画を視聴していただきまして、相撲館のインバウンド政策についてアドバイスをいただくということでさせていただきました。外部委員10名のうち5名が出席をしていただいた形になります。

それから、この平成30年度の予算でございますが、こちらの方も平成30年度に1回だけ開催をする予定をしております。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 この会議によって、要するに、効果が出るようにというアドバイスをいただくわけですが、私もパネルディスカッションとかを見させていただいた記憶がございますが、メンバー的にはほとんどかわってらっしゃらない状況の中で、これを毎年このアドバイザーさんによって、これから進めていただくということで、結構出席率が低いんですね。市長がここで中にももちろんいらっしゃるということで、市長がこの方たちとこれからの葛城市の観光事業に対して知り得たいろんなアドバイスをいただいて、どういうふうに思われたのかなという、一応、その辺の所見を聞かせていただきたいと思います。

西井委員長 市長。

阿古市長 私が就任いたしまして、2回開かせていただいております。予算年度でいいますと、平成29年度と平成28年度予算で開かせていただきました。それで、まず1回目、平成29年1月でしたか、平成28年度予算で開かせていただいたときには、まずそのメンバーの方々のご意見をいろいろとお聞かせいただいたということでございます。そのご意見を聞かせていただいたというのは、まずこの観光アドバイザー委員会というものが果たしてどういう形のもので、これから必要であるのかないのかを含めて、まず判断する必要があったのかなという思いの中で、予算計上までの段階で開かせていただきました。

そのときの印象といいますか、感想をお聞きなので、私はその委員の皆さん方のご意見を聞いて、非常に感心いたしました。非常に前向きな提案をしていただきまして、これはぜひ聞かさせていただくべきやという思いの中で、平成29年度予算にも計上したわけでございます。それで、平成29年度にもう開いておるんですけども、その中で、要は今までいろんなご意見をいただいている、それを具象化できていない。提案は非常にいい提案をいただけるんです。いただけるんですけども、それを実際の場面として、具象化するその作業がうまくいっていないというところで、原課の方には提案いただいた中で、これはと思うものは具体的に具象化するよにということを申しつけました。

ですから、平成29年度の予算にも実はその部分について、インスタ映えするようなものが必要であるというような意見もありましたので、相撲館にそのようなものができるのかできないのかということを検討させました。それで、当初予算の範囲内でその作業を今年度中に

終わります。

ですから、意見をいただきまして、大切なことはいかにそれを現実化するかということやと思います。いろんな本当に多岐にわたってその専門分野の方ですので、専門知識を有しておられます。聞いておりますと、なるほどなというような、全然気がつかないものも含めましてありますので、これは、やはり続けていくべきやという判断のもとで予算を計上させていただいているわけでございます。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 今、市長のご答弁、私も平成28年のパネルディスカッションのときにこの委員さんたちの何人かがいろんな葛城市独自の持っている資源のことについてもいろいろとご説明をいただきましたことを記憶しております。その中に市長が一体となって、人数的にはたくさんいらっしゃる中で5名出席していただいて、いろんな葛城市の中にいるよりも、外から見たときの葛城市という見方ということも参考にされて、今、言っている具現化する、現実化するという目的を持って、そのアドバイスをいかにどこに着地するかというところ辺はこれまで観光というところに、今は相撲館を中心に観光が非常に具体化し、そしてまたよくなってきているという事象の中で、市長としても非常に前向きなお考えであるというふうに私は思わせていただきます。

これからも今、インスタ映えするようなものという、はやりのことを、これは若い方たちにとって、またインバウンドも直結するということで、葛城市のそういった見せ方というものをおアドバイスいただくという、この観光アドバイザーのこの会議、無駄になっていないなということをお聞かせいただきまして、安心しました。結構でございます。ありがとうございます。

西井委員長 答弁はよろしいな。

質問ありませんか。

増田委員。

増田委員 7目の休養センター管理費のところ、ちょっと先ほどの議論で、私の記憶が間違っていたら、訂正をお願いしたいんですけども、この休養センターを、先ほどの奥本委員のお話ありましたように、一業者さんが利用されるとき、議会の全員協議会で報告される機会があった。そのときに、いろいろとご意見があつて、確かこんな施設まだ残すのかという話も含めて、補助事業として導入されたときから経過年数がまだその35年に至っていないので、取り壊すことができない。それやったら、利活用の方へ向けてというふうな経過であつたかなというふうに思うんですけども、今、また雨漏りの補修というふうなことが先ほどあつたので、その確認だけちょっとさせてもらっておきたいと思つています。

それから、確かこの休養センターの利活用には、猟友会の事務所として使つていただいている。そういう面から見ても、この修繕はしていただくかとあかんのかなと、そういうこともちょっと気になつていたので、ちょっとそれだけお尋ねをします。

2つ目ですけども、農地費の15節工事請負費ですね。この予算概要の24ページのこの表が、

工事請負費1,180万円の内訳ということが示されている。これに準ずるような表がこの下にもある。それから、次のページに土木のところでも同じように記載していただいています。ここでそういうことを言うことが望ましいのか望ましくないかは別でございますけれども、以前に議会の方でここで工事するんだということでご報告いただいて、実は違うところをやっておったというふうな事例があったと。ちょっとお願いでございますけれども、信用していないというふうに解釈されても、それはもう構いませんけれども、こういう一覧表をつくっていただいたときに、工事する場所を地図に落としていただく、こういう資料立てに今後してもらえないかなということをお尋ねをいたします。

それから、合同企業説明会ということで実施をしていただきました。商工振興費の13節委託料ですか、それから11節の製本費も含めての76万2,000円になるんですかね。このええことやなど、市内の企業に一堂に集まっていただいて、そういう求職者との出会いの場をつくっていただくと。前にもちょっと私、一般質問でもこういう場所があったらいいのになと、市内の方は特に優遇しますよと、優先順位1番ですよみたいな、地元の企業と地元の住民とのそういう出会いの場をつくっていただくみたいな。これがどういうふうな内容なのか、実施効果、成果についてもお尋ねをいたします。

西井委員長 岩永課長。

岩永商工観光課長 商工観光課の岩永でございます。

私の方からは合同企業説明会について、説明をさせていただきます。

合同企業説明会の支出が41万1,000円から76万2,000円、35万1,000円、今回はふえております。これも含めて説明をさせていただきます。参加企業の業務内容や就業内容を理解していただくとともに、就業後のミスマッチを減少させるなど、職場への定着の向上を図るために企業と求職者のマッチングの場を創設することを目的として、平成28年度より葛城市では開催をしております。

平成28年度においては、会場設営等を全て市の職員で行った結果、費用はかからなかったのですが、パーティション等資材が不足してしまったことと設営にかなりの時間を要してしまったことから、平成29年度より会場設営を委託することといたしました。

それから、平成30年度において、費用が上がった分でございます。こちらは、御所市の方から共同開催ができないかという打診がございまして、御所市と共同開催をさせていただくことになりました。そのことによりブース、それからチラシの印刷がふえるという要因で支出がふえております。葛城市において、全額費用を負担は一旦しますが、必要経費については御所市と折半いたしますので、38万1,000円、御所市に負担をしていただくことになっております。近隣の自治体と共同で開催することによって、企業側は人材の確保につながり、求職者側は選択肢の増といったメリットがあると考えられます。

それから、実績でございます。平成28年度、会場、道の駅かつらぎ2階で、平成28年11月26日に開催しております。参加企業が9社、求職者55名来ていただきまして、実際に成果としては正社員1名、パート職員2名がこの場で決定しております。それから、平成29年度、こちらの方も道の駅かつらぎ2階で開催をさせていただきました。平成29年10月21日でござ

います。こちら参加企業が9社、求職者の方ですが、去年と比べて26名と少なくなっております。こちらの方に関しましては、台風接近でかなり気象状況が不順であったためにちょっと来れなかったということが原因だと思います。こちらの方の成果も正社員が1名、パート職員が2名採用を決めております。

以上でございます。

西井委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

休養センターの捉え方でございます。先ほどご質問ありました屋根のふきかえにつきましても、この休養センターは多目的ホール、それと本館、それと健康食調理場、先ほどご質問がありました木伊さんが入っている部分になりまして、この3つの施設から成っております。

現在、屋根のふきかえする部分につきましては、多目的ホールの屋根、それと健康食調理場の一部の屋根という形になっております。それと、この木伊さんが入っていただくときにおきまして、先ほど増田委員も言われましたように平成27年度の全体協議会の中でご説明等をさせていただきまして、その前からこの休養センターの財産処分についてもお話を何回もさせていただき、65年、35年、国のこの捉え方自体が変わってきますということでお話しさせていただきまして、たいま温泉の利活用を今後、考えていかせていただきたいということの中でお話をさせていただいて、今の屋根のふきかえ等について、今後使えるものは使っていきたいという形で考えさせていただいているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

農林土木にまたがりますので、私の方がご答弁させていただきます。

土地改良事業でありますとか、あるいは道路新設改良等のハード事業につきまして、地図で明示できないのかというご提案でございますので、検討をさせていただきたいと存じます。以上です。

西井委員長 増田委員。

増田委員 合同説明会、これ、ちょっと私の聞き方が悪かったのか、55名の求人に対して1名、パート2名、55名も募集していたのに1名しか採用が決まらなかったというのはちょっと私、理解できない。こんなにたくさんの、55名の参加がありながら、なぜなんかな。企業の募集人員が少なかったのか、その後の採用の中で試験等を受けられて、そこに来られたそのうちのこの2名と1名が採用に及んだと、こういうことですね。

それから、休養センターについては、そういうふうなことがいろいろと当時、平成27年、議論された記憶があります。古いけども、65年、35年という補助金の制約のもとに使えるものは使わんと取り壊しもできない。それなら、使っていただける方に使っていただいたらええやないかとは言うものの、約束と違うやないかと、いろいろと指摘を受けられたと、こういうことだと思いますけれども。市の施設でもありますし、適正に使っていただくようなご指導も今後もやっていただきたいなと思います。

それから、副市長の方からもご答弁いただきまして、ぜひとも地図に落とししていただきたいなとくれぐれもお願いしておきます。ちょっと手間になりますけれども、スムーズに予算審議ができる1つの資料としては、ありがたい資料やなと思います。よろしく願いしておきます。ご答弁は結構でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、5款農林商工費の質疑を終結いたします。

6款の質疑に入ります。

6款について何か質疑はございませんでしょうか。

吉村委員。

吉村始委員 94ページの公園管理費が前年に比べてかなりふえているのは、主な要因としては恐らく15節の工事請負費等が入っているからだと思いますが、これについて説明をお願いできたらと思います。

西井委員長 松本課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。

公園管理費の中の増額については、工事請負費で去年の台風21号の影響で當麻寺の上流にA沢という沢がございまして、その部分が上流の堰堤からの土砂があふれまして、埋まっております。その部分に関しての測量設計業務とその土砂の撤去費でございます。その部分がふえております。

以上です。

西井委員長 吉村課長。

吉村都市計画課長 都市計画課の吉村でございます。

まず、公園管理費で工事請負費がかなりの増額をしておりますが、新町運動公園の公園施設長寿命化対策支援事業として施工を予定しているところでございます。

全体事業費といたしましては、国の補助内示等々を検討いたしましたところ、5,270万円を予算を組ませていただいているのは、新町運動公園のメインランドにあります管理棟の更新工事が行えるものというふうに考えております。あとその工事に際しまして、設計管理の業務につきまして、測量設計委託料で予算900万円を計上いたしております。

以上です。

西井委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 これは予算案の概要のところでございます26ページ、27ページ、先ほど増田委員も触れられましたけど、土木費のところでも市道維持管理事業と新設改良事業、それからあと集落環境整備事業補助金ということでもあります。このところについて、3つほど伺います。

1つは、今、大字要望書と、それから市道補修届け出書というふうな制度が昨年度から始まりまして、それに基づいた形で地元要望がこちらの方に上げられて、こういう形で予算が

ついております。それについてはいろいろあると思うんですけども、私が自分の大字で言うのはちょっと非常に申しわけないんですけども、市道維持管理事業の道路維持工事のところ、董ということで、路肩草刈りとなっているんですけども、実はこの大字要望の制度の切りかえ時にちょっとこれは大字の事情もあって、うまくいかなかったんだと思うんですけども、葛城川の東側にアンズコーポレーションという大きな工場が建っております。その工場を建設するときに葛城川のちょうどあそこは大きく湾曲しているところでありまして、ちょうど南側から東側にかけての堤防、これを工事車両の関係で拡張したということがありまして、そのためにもともと地道であったんですけども、いわゆる堤防沿いの道ですけども、地道の法面が削られるような形で道路幅を広げたものですから、法面が切り立ってしまうような形になってしましまして、土手の小石がぼろぼろと田んぼの中へ落ちると。そのために、板でとめていくというふうな簡易な補修をやって、その後経過しているわけですが、板ですから腐ってきたりして、またぼろぼろぼろ落ちると。

どういう了解がその当時の区長さんと市の間であったかわかりませんが、地元としては、工事に協力したけれども、小石が田んぼに落ちるとということで、かなり要望を出されたんですが、制度の切りかえの中で、当時の区長さんがいわゆる大字要望書を昨年度出しておられなかったために、前年度は測量事業だけで終わり、今年度この予算についても、どうもちゃんとした事業が行われるのか、ちょっと不安でいるわけです。確かに大字要望書には出なかったけれども、以前からその文書で要望したものについては、何とか配慮していただけないのかなという思いでいるので、そこら辺のところ、市道維持管理事業のところの一覧表がありますけれど、一覧表の董、新町、笛堂のところ、そういうところに入っているのかなと思うんですが、ちょっと私の地元のお話で大変申しわけないんですが、説明をお願いします。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

大字要望につきましては、まず区長会で手続について意見交換をさせていただいた上で臨んでいますので、2回ぐらい議題にさせていただいて、その中で委員も触れられましたけども、過去に要望書を紙に出しているじゃないかと、もう一回出さなあかんのかなといったことも、実は手続としてはございまして、それにつきましては、個別の内容についての個票については、それは過去に出している分と重複するのであれば、必ずしも出していただく必要はありません。ところが、優先順位について、どの箇所を優先するかというものについては、これは必ずお聞きしたいので、そちらの方の一覧表は別途必ずそれは出していただきたい。したがって、過去にお出しいただいたその個別の内容の部分について出しているかどうかは別といたしまして、全体の総括表といいますか、一覧表、これは必ず出していただくということをお願いをしております。それについて、具体的に入っていたかどうかにつきましては、担当部の方からご説明させていただきます。

西井委員長 松本課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。

その分に関しまして、過去には要望は出ておりました。けど、去年の要望書には出ておりませんでした。なので、その分に関しては、今、予算にも上げておらないんですが、今後、現地を確認させていただいて、検討していきたいと思います。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。よくわかりました。要は、優先順位の一覧表も出してということですね。ちょうど私も議員になった直後でしたので、これ、ちょっと聞いてきてくれということと言われて、要望書も出ているということだったんですが、もう締め切った後でしたので、ただ、その文書の扱いがどうかということがわかりませんでしたので、せっかく新しい制度のもとで公平公正にやるということですので、そこから早速議員が圧力かけてまいるわけにもいかないということで、ちゃんと伺ってということでしたので。はい、わかりました。

実際にちょっと一部測量があったので、期待感も出たりして、その旨については私の方からもちゃんと伝えていこうと思っております。

西井委員長 今、谷原委員が質問されたことについては、私もある区長から苦情を聞いております。現在の区長で大字要望を提出してくださいと言われても、区長さんは年々、交代されますので、過去に大字がどんな要望書をだしているのか、わからない場合があります。市役所には、過去のデータが残っているので、おたくの大字は過去にこんな要望書が出ていますよというような配慮をしてやらないと、記入漏れが発生しますので、市役所から過去の要望箇所のデータを示すのが筋であったと思います。そういう説明はされましたか。

松山副市長 副市長の松山でございます。

今の委員長がお述べになったような切り口でのやりとりはあったようには記憶しておりませんが、そもそも趣旨として全体で大字の要望のそれぞれの箇所の順番をつけたいといえますか、大字のその要望をなさる時点でのその順番をきちっと市の方でも承った上で、その上でどこに予算配分をできるかということを検討していきたい。ですので、過去にかなりの手間をかけて作成した地図とか要望書については、それが市役所に届いてあるのであれば、出していただくには及ばないけれども、一覧表にはこれを上げていただきたいということは、これは皆様と意見交換をしながら、そこはご理解いただいたと思っておりますので、その上で委員長がおっしゃったように、ただ、大字の側で代がわりをしているので、どこまで出したか出してないかわからないからそこを教えてくださいとか、そんなやりとりは、もしかしたら個別に課単位ではあったのかもしれないんですけども、そこまでを全体の意見交換の中ではそういったやりとりをさせていただいた記憶はございませんので、ちょっとそういったご紹介、あるいはご案内を市全体として差上げたかどうかというのは、ちょっとそれは多分させていただいていないのではないかなと思います。

ただ、そういったことについては、役所の方に問い合わせいただければご確認もいただける内容かと思っておりますので、次回のご案内のときに、もしそういったことがあれば、そこも含めてお問い合わせくださいといったことも説明しながら、次回に向けて、やり方についてはどんどん改善しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 質問したいので委員長をかわってください。

下村副委員長 私が委員長代理ということで、今から委員長代理ということを見せてもらいますので。
西井委員。

西井委員 こんな苦情を私は数カ大字の区長から聞いています。谷原さんが言われた薑の話もその一部やと思います。大字要望のやり方を大幅に変更するのであれば、過去の出された大字要望も含めて、各区長さんには了解してもらえるような説明を丁寧にしなければならないと思います。そして今までの大字要望に順番をつけるのであれば、市は過去に出されたデータも含めて提示して、優先順位を記入してくださいと説明するのが大字対する心遣いというか親切心じゃないかと思います。改革と言うのであれば、その辺のことも考慮して、かゆいところに手が届くような配慮をしてほしかった。このようなやり方では、改革が改悪になってしまう。理事者においては、もうちょっと真摯な対応をしていただきたい。そして、理事者は、この優先順位に基づいて予算計上し、記入漏れされた要望については、記入していないことを理由にして、その分はできませんと言うつもりか知りませんが、私が言っていることが間違っているのであれば答弁してください。

下村副委員長 これに対して答弁できますか。

阿古市長。

阿古市長 区長会さんの集まりの中でその説明は複数回にわたってさせていただきました。ただ、それをご理解されてなかった大字区があるというのであれば、その大字区に対してまた説明を個別にさせていただく必要があるのかなと思います。今回、44カ大字がある中で、やはりその公平性をどう担保するのかということも前提に、それと過去の要望書に対して果たしてその大字で今現在お持ちの要望とどちらが優先順位が高いのか。

例えば、今回、台風21号等がございまして、その被害も出ております。その被害の復旧に対しまして、予算づけのできる所はいいんですけども、小さな災害まで行政が把握することはできませんので、多分そういうふうなことも急遽、各大字としては要望が上がってくる可能性もある。その中で、やはり優先順位の高いものから対応をさせていただくという気持ちでさせていただいております。行政で不親切じゃないと言われるんですけども、その辺は各大字に説明をさせていただいたという理解をしておりますし、それだけの時間をかけさせていただいたということでございます。各大字でこれ、今回いただいている中で予算計上できたものはそんな数多くというわけでもございません。大字要望は非常に多うございます。特に補修関係ですとか、非常に多い要望の中で今年度として事業執行ができる部分はどこまでなのかということも検討させていただきました。当然、残りました事業につきましても、次年度からは随時その予算づけをできるものから対応させていただくということでございますので、もし、ご要望がありましたら、規定の手続でしていただきたいと思います。

それで、今、おっしゃっていただきます何か5カ大字ほどお聞きになっているということでございますので、その5カ大字につきましては、こちらの方からこういう手続になっておりますという説明を再度させていただけたらなと思います。

以上でございます。

下村副委員長 西井委員。

西井委員 今、答弁があったわけですが、その各大字でもう一度またその辺を確認してもらって、緊急性を要する状況とか、また長年辛抱してもらっている要望があるという現状を鑑みながら、また補正なりの方法で進んでもらえるようによろしく願いいたします。

以上でございます。

下村副委員長 それでは、委員長を西井委員長にかわらせていただきます。よろしく願いします。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 お願いいたします。

まず、市道の維持管理事業のところでございますけれども、これ、一覧表概要の26ページのところに市道の草刈りというふうに書いてございます。アスファルトの隙間から草が生えているというのをよく見受けます。草は刈っても一月たったらまた出てくるので、そんなにちょこちょこ草刈りもできへんということは重々承知しております。ほかの方法でこの草の退治ができないか。決まり上、除草剤を使わないというふうになっているのか。除草剤の方が長期にわたって草の管理ができるのかなと、そういう素朴な疑問でございます。路肩の草刈りというのは、斜面ですので、除草剤を使って、路肩が崩れるというふうなことも想定できますけれども、私は、アスファルトの目地等に発生している雑草の対策についてそういう手法がとれないのかなと、常々気になっているところでございますので、この機会にお聞きをいたします。

それから、89ページの道路新設改良工事のところでございます。先ほどから議論が出ております大字要望のことについての議論でございます。ちょっと関連して質問をさせていただきます。

これはどことも、各大字住民の方から、特に通過車両でお困りの地域にとっては、村の中での安全対策も含めて、道路の新設の要望が強うございます。そういうことで、大字要望の整理をちょっと要望書の様式を統一化されて、順次やっていくよと、こういうふうになりました。私もこのことについていろいろと一般質問でもお願いした折に、こういうことを想定しておりました。というのは、制度が変わるとなると、なかなか伝達がスムーズにいかない。こうしたいと言ったつもりがどうも相手に伝わってないというふうなことがあって、マニュアルの整理はどうなんですかねとかいうふうなことも、それとか説明会を大字の複数の方にご参加いただいて説明したらどうですかというふうなことも言った記憶がございます。要するに、区長一人が聞いて、なかなかその趣旨全体、要望書の様式も含めた、考え方も含めた周知徹底がなされていないというふうなことが先ほどからの議論になっているのかなというふうに思います。

それから、もう一つはこの要望書を出した出さない、いや、去年やったかおとしやったか、私も村の協議員をさせてもらっていますけれども、その辺の役員間の共通認識の中でも、出したっけ、いつだったっけみたいなことでございます。私の一般質問のときにもほかの自

治体の事例をご紹介させていただきましたけども、そういう要望のデータの公開というふうなこともある自治体ではやっていたというふうなことも紹介させてもらったと思います。市のホームページの大字要望書の一覧を見れば、どこの大字が何を出しているということがわかると、それが公表できるものなのかできないものなのか、シークレットであれば、問題ではございますけれども、それが公表することが何ら問題なければ、そういうふうな公開制度というふうなことも検討していただけたらなというふうに思います。

それから、もう一つ、大字要望が優先順位をつけて出ます。では、市としての判断基準とは何ぞやということになってくるのかなというふうに思います。一番納得いただけるのは要望を聞きました、調査しました、しかし、このような理由により後回しになります。頭から、こんな無謀な計画、後回しですじゃなしに、調査しましたが、これは後回しですというふうな何か調査なりの動きがあれば、我慢もできるのかなと、そういうふうな手順も踏んでいただけたらありがたいな。

もう一つは、ある大字がここに道をつけてと要望して道がついた。ある大字が道をつけてということはある大字の部分にだけ道がつくということなんかなと。何を言いたいかということ、都市計画はどうなっているのかということです。都市計画ありきでも困りますけども、それとリンクさせた市道の新設、考え方があるべきかなと。その辺のところも含めて、今後の大字要望についての整理の仕方等について再度お尋ねをいたします。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

まずは、大字要望全体につきましては、実は企画部の方で取りまとめておりまして、そういった意味では全体方針、今、企画部長からの答弁の方がよろしいかとも思うんですが、今おりませんので、私の方から全体の方針についてもう一度ご説明を申し上げた後で、個別の都市整備所管の方については、都市整備部からご説明をさせていただきます。

まずは、やはり、今、西井委員長からもご意見を賜ったところでございますが、まずは初めてでございます。いろいろとやりとりをしながら、よりよいものにしていこうと。3回前の区長会のときに阿古市長の方からご説明をされた内容というのは、まさに公平な手続で、逆に要望を聞き漏らしもないようにしっかりと必要なところを市役所の方にお伝えいただいて、その上で我々もその予算編成に反映させていきたいと、そういった1つのやり方として、こんなことを考えているんだということをまず市長の方からそういった意見の表明があり、その市長の指示を受けまして、私たちがどういった様式、どういった形でやりとりをすれば、その公平なやり方になってくるのかなということをその後、まずは試案を一度区長会におろし、そのときはかなりけんけんがくがくといいますか、かなり厳しい意見がいっぱい出ましたので、そういった意見も踏まえて、次の区長会でもう一回おろし、いろんなそのやりとりをしながら、具体的な確認についてはいろいろしていただきながら、その上で今回の予算要求に臨んだと。

今回は一応、締め切った時点で、やはり個別にいろんな疑義がございましたので、あるいはここについてはまだ届いていませんけど、本当にいいんですかというのはもう期限が到来

したら、すぐにびしゃっと切ったのではなくて、ある程度出さなくていいんですかとかは、そんなやりとりもさせていただいた上で、今回臨んでおまして、何分初めてのところではございますが、もともと趣旨からいたしますと、やはり行政で、本来であれば四六時中、市内の巡視をして、全て行政の方で把握をして、必要性も判断をして、拾い上げて、それを何らかの仕様できちっと順番をつけてやっていくべきなんだろうと思いますが、やはりそこは大字それぞれの優先順位の考え方にも思いがございましょうから、そういったところを市役所とまさに共同作業としてやっていくということで初めてのこともございますので、本日もいろいろなやり方についてのご意見は委員の皆様から賜っておりますので、そのあたりも踏まえて、よりよいやり方と申しますか、皆が納得のできるやり方というものを今後とも模索をしていきたいと存じます。

実際、きょうは都市整備部、それから商工観光課と申しますか、農林課も来ておりますので、今回の土地改良でありますとか道路新設改良、あるいは舗装道路の補修につきましての大字要望の具体的な取扱いとして、どういうことがあったかということについては、また担当部の方から申し述べますが、一例を紹介させていただきますと、特に維持補修、舗装等の部分につきましては、やはり当市の技術職員もパトロールをしておりますので、技術職員が目で見えた優先順位とその大字のご要望の順位が、やっぱり違うところもあるなど、そういったところにつきましては、要望は最大限に配慮はしつつ、違う順番で箇所づけをさせていただいているところもございますが、そういったところにつきましても、これは多分まだ作業はできておりませんので、次回の区長会あたりになるかと思いますが、その結果もまた大字に返していかなければいけませんので、どういうまとめ方、どういう見せ方をするかも含めて考えながら、またいろいろ意見交換をさせていただきながら、当初の市長の思いをきちっと実現できる形というのをご相談をしながら進めてまいりたいと思っております。

西井委員長 都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

ただいま、副市長の方から大字要望等につきましての取りまとめにつきましては、今年度、急遽な部分もありましたので、対応に不備のあった部分もあろうかと思っております。幾つかの大字につきましては、先ほど申されておりました過去の要望分を調べに来ていただいた中で再度、今回上げていただいた大字もでございます。また、現在やっております継続事業、平成28年、平成29年とやっておる継続事業についても上げるのかということで問い合わせをいただきまして、上げていただきたいということでは申し述べた大字もでございます。取扱いについては、区長会でいろいろとご説明をさせていただいて、その取り違え等も各大字であるのかなと思っておりますし、また大字によっては役員会を開いて、その中で優先順位を決められたというところも聞いておるわけでございます。

今回、質問のありました、まず増田委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

市道の草刈りでございますが、今回、維持管理に上げておりますのは、河川敷、また南阪奈側道という、非常に法面の大きなところの草刈りの方につきましては、業者委託を考えて

おるところでございます。これは路肩部分ということで非常に面積的に大きくなりますし、延長も長くなってるところでございます。また、コンクリートと、要は擁壁と舗装面のすき間からかなり草が生えておる場所がございます。交通量等の問題もあるのかなとは思いますが、先ほど申されましたように、除草剤を使ったらどうかというご意見もございましたが、路肩でもありますけども、やはりその横に田んぼとかがありますし、水路もございます。除草剤を使うのがいいのか悪いのかというところもあって、直営で職員が大変草が生い茂っているようなところは草刈りをさせていただいております。また、交通事故等が発生するおそれがありそうな場所につきましても、できる限り職員の方で見つけては対応をしておるところでございますが、なかなか追いついていかないというのも現状でございます。

先ほど申されました新設改良の部分での道路新設というところでございます。これにつきましても、いろいろと要望はあるわけでございますが、やはり要望の内容によりましては、事業費が非常に莫大なものになる要望もございます。これにつきましては、簡単にやりますというご返事もできない部分もございます。社会資本整備という中で、やはり補助を使った中で有効的にその整備ができるかどうかという判断もさせてもらわなければならない部分もあろうかと思っておりますので、事業費が相当な規模になるようなものについては、なかなか採択をできないという部分でございます。また、いかなる有効な手段、方法がないかということも検討をしながら、やはりその要望に応じていかなければならないのかなと思っております。

今、基本的に国鉄・坊城とか尺土駅前とか、大きな資本整備という形で補助事業をやらせていただいておりますが、こちらに関連する部分で若干大字要望ではないわけでございますが、関連づけで、やはりやっていかなければならない、市独自の判断でやっていかなければならないところもあろうかと思っております。

今回、新設改良につきましても、当初要望になかった部分も一部入っております。これは台風によって被害があった中において、これは早急にやらなければならないというものは市の判断で、やはりさせていただいて予算を計上させていただいておる箇所もございます。そして、舗装につきましても、やはり先ほど副市長が申しましたように、大字からの要望も多数ございますが、見た目の判断、道路の交通の支障等にどれだけの影響を及ぼすかという状況も見た中で、うちの方の職員が判断した部分で計上している部分もございますので、その辺につきましては、ご理解を賜りたく、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 再度、繰り返しになるかもわかりませんが、要望書の公開というようなこともお尋ねしたかというふうに思いますが、それからもう一つは、これは難しい話やけども、都市計画と大字要望との整合性ですね。大字要望で道路を新設すると、その大字のところだけ道路が整備される。私はよく言われるんですが、あの道、何であそこだけ広い道をつけてんみたいな話になる。これは、要するに、市が大字要望を真摯に受けとめて、市が道路を新設していただいた恩恵、もしくは弊害と言ったら失礼ですけど、その結果がこっだけ広い道になってしまう。それで、この続きをどうしてくれんのみたいな要望も私もよく聞いています。

そういうことも含めて、大字要望で道路の新設要望がされた場合、その道路がある一定区間の道路整備が必要であると市が判断すれば、それには莫大な費用がかかるので、それは大字要望ではなく、市の計画に基づいて道路整備をする。そんな対応がおくれているように感じます。

私、ちょっと親戚が太子町の方にあつて、よく行くんですけども、太子町は大きな開発があつたというふうなこともあつて、広い道がどこか一と太子を横切った形で道路が新設されております。あれを見てみると、太子町町道と書いているんですわ。こんな広い道は要らんやろうと思うぐらいの太子町の広い町道が整備されている。これはすごいなと、これは補助金をうまいこと引っ張ってきたんやなとは思つたんです。町道という形でそういう開発周辺については、いち早く道路を新設されているなというふうなことを感じました。

道路というのは早めに整備しないと、弁之庄・木戸線も一緒ですけども、ある区長さんが言われるには、おまえ、この道をつけるて言うているけど、これ、どこへつけんねんと、家が建つてもたぞみみたいなことを言われる方もおられるんです。道路整備というのは、後手になると、なかなか進まないのが現状であると思つたので、しっかりと都市計画、それから大字要望も必要などころには対応をよろしくお願ひしたいと思つた。

西井委員長 副市長。

松山副市長 増田委員のご質問でございますが、ホームページ、インターネットによる公開等のご意見につきましては、実は見せ方につきまして、いろいろと検討させていただきたいと存じますということで、ご答弁をしたつもりでございまして、失礼いたしました。

そういったことも含めて、ご質問をいただいておりますので、もう少しだけ詳しくどんな状況であつたかと申し上げますと、ちょっとあえて大字名までは申し上げませんが、実は44カ大字の中で、何度も本当にいいんですかと、市役所から実は確認はしたんでありますが、2カ大字は要望書を今回上げられませんでした。

それから、これ、本当に一番お聞きをしたいのは、大字の優先順位なんですよと、市がよかれと思つて、あるいは過去の要望をベースにある事業の方を採択したときに、いや、事情があつて、順番は変わつているんだと、そこじゃなくて、こっちをしてほしかつたのにといいことがあつてはいけませんので、本当にその順番のところを特にお聞きしたいんですよということもお伝えをしていたんですが、実は順番なんかつけられないよということで、全部1と書いてこられたところも実はございました。

こういったところも含めて、市長の方が申し上げておりました、こういったことをやりたいという趣旨はそれは変わつておりませんが、それを実施に落とし込むときになかなかイメージだけでは現実のいろんな問題に対応できないというか、対応をしようということになるべく想像力を働かせて、書類の準備もして、やらせていただいたわけではありますが、まだまだ改良するところがあるんであろうということは、本日もいろんなご意見を賜つたわけでございまして、もちろん各大字からもこれ、取りまとめの企画政策課がやっておりますが、いろんなご意見を聞いております。ですので、そういったことも含めて、更にこれはやり方を改善していきたいと存じます。

それから、各種の計画、あるいは都市計画との整合性でございますが、先ほど増井部長も説明をいたしましたように、要望をいただいた中ではそのうち、その市がする事業ではなくて、これは県が実施主体となる事業であるので、県にしっかり伝えていきますという結果を出しているものなどもございますので、やはりそのあたりは行政特有のいろんな、この事業はこのこの官庁であるとか、そんな役割分担もございますので、そこまで調べ切った上で、市役所に関係のあるものだけを上げてくださいますとやるよりは、その大字としてお困りになっている課題を幅広に上げていただいた方がいいと思いますので、そのあたりも含めて、まさにやり方については、第2回の実施に向けて、またいろいろなご意見を賜りながら、制度をブラッシュアップしていきたいと考えております。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 再度、ご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

先ほどの答弁で県が実施主体となる事業ということで、県でやっていただきたいということで、熱い思いが県に伝わったらいんですけども、何で県がと言われて、十分な交流ができないままに廃案になったような道路もあるというふうなことも聞いていますので、県と一緒に力をかりてやるというふうな認識でお願いしたいなというふうに思います。

以上でございます。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時27分

再 開 午後4時40分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

ほかに質問はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 関連してになるんですけども、市道等補修届というもう一つの制度の方についてなんですけれども、これは交通安全対策の方もガードレールとかカーブミラーとか、こちらの方は随時出していく制度だと伺っています。これは順番はもうとにかく出てきたらどんどんやっていくのか、それとも限られた予算の中なので、ある程度緊急性を判断されるのかどうか、ちょっとこれはお伺いしたいと思います。

西井委員長 松本課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。

市道の維持管理につきましては、ガードレール、カーブミラー等も皆含めて一緒に出していただいております。それは限られた予算の中で最低限必要な分は緊急で行っていらっしゃる所でございます。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 予算の中で緊急なものはやるということですね。出しても緊急度がそうでないのはちょっとしばらく置いておくということになるわけですね。はい、わかりました。

続いて、これは都市計画に関係するところでありますけれども、県会の方でも6月、12月と取り上げられたし、この議会でも取り上げられているようですので、2点ほどお伺いします。

1つは、いわゆる高田バイパスの第4工区のことです。これが今、どういう状況になっているのかということをお伺いします。

それから、もう一つは都市計画上、工業用地として指定されている周辺にある、いわゆる工業地域推進ゾーンで、ちょっと正確な名前はちょっと正しく言えませんが、それに付随する特区のような形で、いわゆる工業ゾーンがその工場を誘致するのに適切な土地ということで、特別にそういう措置がとられているようですけれども、薑、新町、新村に広がっているところですけど、薑の方なんですけれども、ちょっと地元の方からもアンズコーポレーションが建ったときの経緯もありまして、今現在のところにそういうところに誘致されるのは地元の中でもいろいろ議論があるところとして、もちろん土地を手放したい人は賛成だし、いや、環境が悪くなるから反対だという人、ちょっと地元の中でもいろいろな意見があるんです。その中で指定されたことを初めて知ったという状況で、区の役員の中で、それを何年も前からそういうことになっていたんだということで、ああ、そうなんやということで、今はなっているわけですけど、やっぱり地元の合意というものが重要だと思いますので、反対とか賛成ということになっていないんですけども、もしそういう工場が来たいというふうな動きがあるのであれば、区長さんあたりに事前に伝えていただくかしたら、その間に地元の合意、大体今は形成をしようというふうな段階なので、申しわけないんですけど、これは要望なんですけど、この点についてちょっとお伺いします。

西井委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

ただいまご質問いただきました高田バイパス4工区の現況につきまして、ご説明をさせていただきます。

高田バイパス4工区につきましては、平成28年度の秋ぐらいから各関係地元の方にお話を行っていただいているようでございます。平成29年度、私になりましてからも、各大字の方に説明会等も行かせていただいております。大字の太田、南今市等につきましては、幅ぐい等も打ち終わっているというのが現状でございます。竹内地区、當麻地区につきましても、昨年からいろいろと地元との説明会等も行わせていただきました。従前から懸案となっております當麻寺の交差点付近の5差路を解消するための案というところで、つい先般も當麻の地元の地権者様に集まっていただいて会合等、これは奈良国道事務所の方からご説明をさせていただいておりますが、その辺につきまして、なかなか地元との合意形成に至っていない。いろんな案を今まで4案、5案ぐらいお出しいただいた中で、地元との中でも協議をさせていただいております。

都市計画道路でございますので、この辺の計画決定の変更等も生じてくるということで、国の方においても、せかれている状況ではございますが、現在の県道御所・香芝線と、要は国道165号のバイパスの取り合い部分、これらについてどういうルートが最適なのかという

ところで今、模索をしていただいて、ご検討をしていただいておりますというところでございます。なかなかその部分についても地権者様初め、またルートを変えると地権者がまた変わってくる場所もございますので、今、その辺について調整をしながら、大字當麻区の方とも区長さんを通じて、お話をさせていただいておりますというのが現状でございます。

以上でございます。

西井委員長 吉村課長。

吉村都市計画課長 都市計画課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

委員さんご質問の内容といたしましては、薑地区にあります工業地域の周辺に設定をされております工業系ゾーンのことだと認識をしております。この工業系ゾーンにつきましては、平成18年度に奈良県の方で工場誘致企業立地を推進するという前提で開発行為の規制緩和が行われておるところでございます。現行の工業地域周辺で工場を隣接するところで工場の建設が可能になるというような開発制度上の特例措置ということで、エリアを設定されておるわけでございますが、その当時、知事の意向がかなり強く、急遽設定をされたようでございますが、本市の中でも一応どのあたりがいいのかという検討をさせていただいたということで、エリアを設定しているということでございます。ただ、ゾーンに設定されたからといって、工場がすぐさま建つのかというと、そうではございませんで、当然ながら、開発をするに当たって、地権者の合意をまずは得てくださいねというところで、地元なり地権者の方に企業さんにはお話に行ってもらうように指導はさせていただいております。

将来的にここの工業系ゾーンがどうなるかということにつきましては、まだ現在の工業地域内に一部あきもございまして、ただ、将来的なことを考えますと、その工業系ゾーンの利活用を今後は検討していく必要があるのかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。

地元の要望がきちっと反映するというのが私は一番大事だと思っております。この工業系ゾーンにつきましても、固定資産税が安く、農地のままで工場用地に転換できるということ非常に有利だという捉え方で、必要があれば売りたいという方も村の中にはおられますし、いや、これはさまざまな環境問題とかあって、大字の方ではしばらくしっかりと考えて受けとめたいというふうなことでちょっと質問させていただきました。地元要望をできるだけ配慮していただけたらということです。

それから、もう一つは第4工区の方ですけれども、これについてはどの程度、これは国の事業ですから、県を通じてやってくる話で、実際に葛城市がどの程度かかわれるのかということがちょっとよくわからないんです。つまり、国への要望だから、国道事務所へ行った方がいいのか、それとも市の方に窓口があって、何らかの対応はできるものなのか、その権限のあたりがどうなっているのか、ちょっとお伺いしたいんです。

具体的に言うと、例えば山麓線ができたときに當麻の参道のところから北のところは国道の基準で広くつくられているので、横断しようとする幅の広い20メートルぐらいの道路で

すので、トラクターだったら、信号1回で渡れるんですけど、コンバインとか、そういうものが渡ろうとすると1回で渡れないと、大変だということになる。国道が1回ついてしまうと、信号機についても国の管理ということになるので、なかなかこれがかつかなかったという歴史があるということをお伺いしているんです。だから、まだ国道ができる前に、例えば地元から要望することによって、そんな信号機1つとっても、今後、まだまだ計画がどうなるかわかりませんが、何らかのいろんな要望を市の方への程度言えるのかということから辺を、地元要望として言えるのかということをお聞きしたいんです。

西井委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの高田バイパス4工区の件につきましては、これは国の直轄事業でございますので、国の事業に対してのあくまで要望という形にはなりません。国の直轄事業ではございますが、その間に、やはり県道御所・香芝線もございます。当然、市道を分断して国道がつくというところで、市道の部分の取り合いのこともございますので、いろんな計画につきましては、市や県と協議をさせていただいておるところでございます。

今後、どのようなところで関与していかなければならないのか、また今、おっしゃっていただいたようにバイパスは20メートルの幅の道ができます。まずはそれに取り合う市道や県道をどのように改良していかなければならないのか。また、そこを通過しております水路とか、いろんなものが今、おっしゃられたように出てきます。

信号の問題1つもございますが、信号につきましては、やはり警察署の管轄でございますので、必要な数というのは無数につくというわけでもございません。こちら辺につきましても、うちの教育委員会にも一度お話をしておるそうですが、やはりバイパスがつく西側の子どもたちの通学路の問題もございます。今、通っている道をそのまま通学路としていけるのかどうか、信号がつくのか、歩道橋がつけられるのか、その辺も多々問題はあると思います。当然、それはもうそれぞれの部署でいろいろと検討していただいた中で変更をするなり、またその対策について国道事務所の方に要望として、また対応をどうしてもらえるのかということも協議をしていかなければなりません。

その窓口になるのが当然、建設課が全ての窓口としてそれぞれの部署の部分も取りまとめて、今後、行っていかなければいけないのかなというふうには思っておりますが、今はまだそういうような状況でございます。今後、それらに向けて、また検討をしていかなければならないところもございますので、また議会の方でも報告もさせてもらったりとか、またご検討をしていただくこともあろうかと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 国道1本通すに当たっていろんなたぐさんのことが関係する。そして、この道路は生活道路ではなく通過道路でありますので、できるだけ地元の要望が通りますようお願いしたいと思います。地元の我々の生活が困らないように市を通して十分やっていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

奥本委員 93ページ、6款土木費、1目都市計画総務費の13節委託料の景観計画策定業務委託料に關しまして、電柱の地中化検討資料作成業務委託料というのが昨年ございましたが、今回なくなって、今回、これが新規で入っているわけなんですけども、まず、電柱の地中化の資料ができ上がっているのか。それをもとに今回、この新しい、ステップアップした景観計画策定委託業務になるのかどうか、それとその新しい策定業務はどこに委託されるのかという、この2点を教えてください。

西井委員長 吉村課長。

吉村都市計画課長 都市計画課の吉村でございます。よろしくお願いたします。

まず、平成29年度に実施しております電線類地中化の検討業務の業務委託でございますが、間もなく完成するかと思われませんが、実際、無電柱化の推進計画自体は平成28年度にほぼでき上がっております。その中で重点路線を選定したところでございます。その中で、竹内街道が日本遺産に認定されたこともありますし、一番景観を守っていくべきところであろうというところで、重点路線と位置づけをさせていただいて、実際、事業を進めるに当たってどういった問題点があるのか、進めるに当たってのメリットは何かというところも含めた検討を今年度いたしておるところでございます。もうほどなく、成果品が上がってくるかと思えます。

それとリンクするような形にはなるかと思いますが、今回、平成30年度予算で計上いたしております景観計画の策定業務につきましては、電線類の無電柱化はあくまでも景観行政の中の一分野という捉え方をしております。まちづくりの1つのアイテムやという認識をしております。そんな中で、葛城市にふさわしい景観は何なのか。それから、どういった形でその景観を保全していくのかというようなことを具体的の方針等を定めるため、景観計画を策定するものでございます。

なお、この景観計画につきましては、景観法の第8条に景観行政団体が定めることができるという規定がございまして、通常ですと、政令市等々が景観行政団体ということにはなるんですが、知事と協議をした段階で、市がその県の業務、景観に関する行政事務の移譲を受けて、よりきめ細かい景観行政を進めるというための方針ですとか規制の内容を定めるものでございます。

業務委託の先につきましては、当然ながら、競争入札を予定しておりますので、今、業者がどういった業者になるかというところはちょっとまだ未定ではございますが、あくまでもコンサルティング的な会社を想定いたしておるところでございます。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑ないようでございますので、6款土木費の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時59分

再 開 午後5時05分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、7款消防費、8款教育費の説明を求めます。

安川部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。

それでは、7款の消防費及び8款の教育費につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

それでは初めに、7款の消防費よりご説明を申し上げます。

事項別明細書の97ページの方をごらんいただきたいと思います。

7款消防費、1項1目広域消防費でございます。5億1,039万9,000円の計上で、奈良県広域消防組合への負担金でございます。

続く2目非常備消防費では3,511万2,000円の計上で、消防団員130人の報酬及び消防活動等に要する経費でございます。

次に、98ページの方をお開き願いたいと思います。

3目消防施設費でございます。532万7,000円の計上で、消防施設整備に係る経費となっております。

次に、4目災害対策費におきましては794万8,000円の計上で、災害対策等に要する経費でございます。

99ページに移りまして、8款教育費でございます。1項1目教育委員会費につきましては150万1,000円の計上で、教育委員会に要する経費となっております。

100ページに移りまして、2目事務局費でございます。3億7,406万4,000円の計上で、特別職1人と職員13人の人件費を初め、小中学校及び幼稚園の英語教育講師派遣委託料や学校給食特別会計繰出金などが主な経費となっております。

102ページにお移り願いたいと思います。

2項1目小学校費におけます学校管理費でございます。2億3,944万5,000円の計上で、職員9人の人件費を初め、小学校の維持及び運営に要する費用となっております。

続く2目教育振興費では4,103万2,000円の計上で、小学校振興に要する経費や扶助費の要保護・準要保護児童援助費などが主な経費でございます。

104ページに移りまして、3項1目の中学校の学校管理費でございます。7,887万7,000円の計上で、職員8人の人件費を初め、中学校の維持運営に要する経費でございます。

106ページに移りまして、2目教育振興費でございます。3,075万9,000円の計上で、中学校の教育振興に要する経費や扶助費では要保護・準要保護の生徒援助などに係る経費が主な内容でございます。

次の4項1目幼稚園管理費におきましては3億769万2,000円の計上でございまして、職員33人の人件費を初め、幼稚園の維持運営に要する経費でございます。

108ページに移りまして、2目教育振興費では655万1,000円の計上で、幼稚園の教育振興

に要する経費でございます。

次に、5項1目社会教育総務費でございます。4,491万2,000円の計上でございまして、職員3人の人件費を初め、各種団体への補助金などが主な経費となっております。

110ページに移りまして、2目人権教育推進費でございます。313万4,000円の計上でございまして、人権教育に要する経費でございます。

続く3目文化財保護費では1,791万3,000円の計上で、文化財の保護に要する経費となっております。

続く4目公民館費におきましては1億51万9,000円の計上で、職員3人の人件費を初め、公民館の運営及び施設維持管理に要する経費となっております。

113ページに移りまして、5目コミュニティセンター管理運営費におきましては953万6,000円の計上で、コミュニティセンターの維持管理等に要する経費となっております。

次に6目文化会館費におきましては1億6,565万5,000円の計上で、職員4人の人件費を初め、文化会館の運営等に要する経費となっております。

115ページに移りまして、7目図書館費でございます。6,772万6,000円の計上で、職員5人の人件費を初め、図書館運営等に要する経費でございます。

116ページに移りまして、8目歴史博物館費でございます。4,762万7,000円の計上で、職員3人の人件費を初め、歴史博物館の運営に要する経費となっております。

118ページに移りまして、6項1目保健体育総務費では2,104万1,000円の計上で、各種スポーツ大会助成金などが主な経費でございます。

続く2目体育施設費におきましては1億2,154万8,000円の計上で、職員4人の人件費を初め、体力づくりセンターの指定管理等に係ります運営補てん金並びに施設維持管理などが主な経費でございます。

以上で、7款消防費、8款教育費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

吉村委員。

吉村始委員 7款消防費につきまして、3つ、ちょっと素朴な質問も含めまして、質問させていただきます。

まず最初に、97ページ、2目非常備消防費というところの4節共済費ですけれども、消防団員等B型火災共済掛金というのがございまして、B型というのはどういうふうな意味合いの掛金なのか、A型というのものもあるのかなということをちょっと教えていただけたらと思います。

それから、続きまして、98ページなんですけど、4目災害対策費の中の報償の方なんですけど、防災会議委員報酬、これは大体何かイメージがつきそうなんですけど、その下の国民保護協議会という名前の委員報酬というのがございまして、これについて、こういうことをやっているんだとかいうことを具体的にお教えいただけたらと思います。

それから、あと99ページなんですけど、同じ4目の19節感震ブレーカー設置補助金ということで、今年度から新設されていると思うんですけども、今年度の大体どれぐらいの台数を予定しているのとあわせて、これだけ普及させたいとかいう将来的な市の目標がございましたら、お教えいただけたらと思います。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。

国民保護につきましては、平成18年に葛城市の方で国民保護計画というのが作成されて、平成22年に修正され、現在に至っている状況でございます。平成22年度以降、国民保護の会議というのは開催されていないものでございます。

この国民保護につきましては、平成5年の北朝鮮での核疑惑、平成7年、地下鉄サリン、平成10年、北朝鮮によるテポドン発射事件、平成13年、アメリカでの同時多発テロなどの経緯を踏まえまして、国にて平成16年に国民保護法が成立したわけでございます。市は武力攻撃事態等におきまして、国民の保護のための措置に関する法律、国民保護法や奈良県の国民保護計画を受けまして、平成18年に葛城市の国民保護計画が策定されたわけでございます。平成22年に保護計画の修正版ができ上がりましたが、平成30年におきましても、国民保護協議会に諮問の上、知事に協議、また市議会に報告、公表するという経過を行いまして、県のまず国民保護の修正をもちまして進めていく、そういう予定でございます。

続きまして、消防団員のB型の火災共済掛金でございます。対象につきましては、消防団員が所有し、かつ居住する建物に対しまして、消防団員が災害等、火事等で出動する場合、自分の家が燃える場合がございます。それに対する補償という形でB型という、そういう掛金を設けておる次第でございます。よろしくお願ひします。

A型につきましては、A型というのはあるのか、ないのか、ちょっとわからない状況でございます。

感震ブレーカーの設置補助金でございます。今から23年前でございますが、阪神・淡路大震災のときに、第二次災害の中で、電気火災、それが出火の原因の6割を占めておりまして、類焼を含めましたら、かなりの相当な被害があったわけでございます。出火を食い止めるには、原因となる電気の通電、それをとめることが必要となり、感震ブレーカーはその機能を持った防災の機器でございます。機器の認知というの低いものでございますが、昨年も広報で消防署の方から広報したわけでございます。補助金を出すことによりまして、電気火災から家や地域を守る取り組みということで、今年度、防災に強いまちづくりの一環として補助金を出すという、そういう考えを持たさせていただきました。

台数につきましては3つのパターンがあります。分電盤タイプの内蔵型につきましては一応10件、外つけ型についても10件、簡易タイプについては同じく10件ということで、合計43万円計上させていただいている次第でございます。よろしくお願ひします。

西井委員長 総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。

ただいまの感震ブレーカーに関してなんでございますが、今回が初年度といたしますか、初

めての試みでございまして、市長の肝入りで安全安心なまちづくりの一環として進めていくわけでございますので、とりあえず、今、課長が申し上げました各タイプ10台ずつを設定しております、今後、その推移を見ながら、本来なら全家庭に配置していただくのが望ましいんでございますが、いかんせん、今年初めてという中で状況を見ながら、また進めていきたいと考えております。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 感震ブレーカーと、それからB型火災共済掛金について、よくわかりました。

あと、ちょっと国民保護協議会委員のことについて、あとメンバーとして想定される方は、有事の際ですね、そういう国防的なことも含まれてくるので、例えば自衛官の方とか、そういうことになるんですかね。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

メンバーはまた課長の方からご報告をさせていただきますが、ちょっと今、委員が有事ということをお口にいたしましたので、これは非常に新しい法律の枠組みでわかりにくうございますので、ちょっとだけ補足をさせていただきます。

武力攻撃事態等があった場合にこれ、もう完全に国を守るという防衛出動となりましたら、それを対応するのはもう自衛隊でございます。あくまで市町村は何をやらなければいけないかということ、その武力攻撃事態等を受けたときに、そこから市民の安全を守る、場合によつたら、本当に遠くの市町村まで逃げてくださいますとか、あるいは避難生活の間、その救援、いろんな物資をお届けするとか、あるいは既に落ちた爆弾に対して、あるいはテロ事件等があったときにここに近寄っては危ないですよ、このエリアへ入らないでくださいとか、そういったことについて、そこを規定する、これが国民保護法の枠組みでございまして、その部分を市町村が国、県と連携をしながら担っている。むしろこれは情報は国の方が早うございますので、防災のときの地域防災力と逆で、国から県、県から市町村へとどれだけ迅速に指示が来て、それに対してまたレスポンスをしていくかというところが中心になる傾向でございます。

委員については課長からご報告をいたします。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 まず、会長でございますが、市長でございます。各関係の公的な機関、高田警察署署長、高田土木事務所の所長、葛城保健所の所長、中部農林振興事務所の所長、市役所の方より、副市長、教育長、また消防署の方から、署長、市役所の方ですが、部長クラスの職員でございます。それと、関西電力の支店長、大和ガス、西日本電信電話株式会社の奈良支店の支店長、近鉄の駅長、市議会から議長、区長会の会長、消防団から団長、そういう委員になっております。よろしく申し上げます。

西井委員長 市長。

阿古市長 先ほど、感震ブレーカーにつきまして、総務部長の方から話があったんですけども、全戸

にというような表現がございましたので、そういうのとはまたちょっと理解が違うのかなという思いでございます。全戸でしたら1万4,000世帯等ございますから、1億4,000万円の補助金という形になります。本体全てがその金額で買えるわけじゃなくて、その何倍もかかるわけなんですけども、まず補助金という、この物品に対する補助金の考え方につきまして、行政としては、一定の基準があると感じております。皆さん方の税金を使うわけですので、個人の資産、もしくは財産になる部分について補助を出すというのは税の公平性からいうたら、非常に難しいものでございます。

その中で葛城市といたしましては、幾つかの補助金を持っております。先ほどですか、太陽光パネルコージェネレーションの設置に対する補助金ですとか、例えば自転車に関する補助金、子どもさん、小さい方を前に乗せて、後ろに乗せてという補助金ですとか、例えば生ごみの焼却に関する補助金等がございます。それは皆さん方の税金をそういうものに個人の資産に対して出すべき理由がどうなのかというところがその補助事業を入れるか入れないかの判断基準になります。

それで、1つの方向性といたしまして、行政として必要であろう、一定のこの方向性を示すべきであろうという部分につきましては、やはり太陽光パネル、それと今回のこの感震ブレーカーの部分そうなります。東南海等地震が叫ばれているんですけども、時間がたってしまうと、東日本大震災等ありまして、それから年数がたちますと、その関心というのがなかなか続かないものでございます。ただ、東南海等地震につきましては、これは地球規模のものでございまして、必ず早いか遅いかは別にして100%訪れるものでございますので、その時期は特定できませんが、常にそれに向かって、防災意識を維持しなければなりません。

それと、先ほど担当課の方が申し上げましたように、阪神・淡路大震災がございました。もうかなり前の話にはなるんですけども、そのときの、やはり1つの反省事項として、その火災の延焼等がございました。一旦倒れてしまった建物の中に新たに電気が通電することによって、火災が発生したという事例もございます。そういう意識づけの補助金でございまして、いや、市内全部の世帯にその補助をいけるのかということになりますと、ある一定の期間を持って、やはりそういう補助金の方向性を示せば、その意味が終わりますので、必ずしも全世帯に配布できるまでこの補助金があるという認識ではございません。あくまで個人の資産に対する補助でございまして、その辺は行政としての一定の判断基準を持って、その制度を使っていききたいと、そういうやり方も加味していききたいという思いでございます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質問ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 感震ブレーカーともう一つ防災士の関連で質問させていただきます。

まず、防災士の方ですけれども、現在の防災士、葛城市内の人数をお聞かせください。これが1点ですね。

それから、感震ブレーカーの方ですけど、これはちょっと私の意見ということになるかと思うんですけども、阿古市長のお考えでよくわかりました。感震ブレーカーというのは、

結局、10軒あって1軒つけても、ほかで火事になれば類焼するということになるので、結局は全部つけなければ余り意味がないということになるかと思うんですけど、意識づけの点で、自分の家からは火を出したくないという人も当然、おられるわけで、そういう意味での意識づけということでは意味があるのかなと思います。そういうことでよくわかりました。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いします。

現在の防災士の会員の登録、資格保持者という方につきましては、約90名おられるわけでございます。そのうち、市の防災士会に入っているその会員さんにつきましては73名の方が入っていただいております。そういうことでございます。よろしくお願いします。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 防災という点では、これから本当に東南海地震が30年以内に80%というふうなことで出てきておりますし、私も人として防災士をふやしてほしい。今、一応44大字ということになると単純に割って1.6人です。せめて3名ぐらいまでは大字で活躍していただくためには要ると思うんですけども、今年度も資格を取るための補助もついております。例年と同じということなんですけれども、私としてはちょっとスピードアップして、早急に体制を整える必要があるかと思っておりますので、今年度はこの数になってはいますが、引き続きお願いしたいと。

私も防災士の資格を取りましたので、非常に勉強させていただいて、非常に必要な知識だと思いました。と申しますのは、単純に言うと、阪神・淡路大震災の教訓は家が倒壊すると、倒壊した家屋から人を助けるのは、7割が近隣の方です。2割が市の関係者や消防団の人とかです。1割が自衛隊です。つまり、大規模災害であれば、誰も助けに来てくれないわけです。だから、地域で助けるというときに、じゃ、その必要な知識を持っている人が誰なのかということなんです。

例えば、阪神・淡路大震災で多かったのは、倒壊した中で人が見つかったと、それで、ほりをよけると、よけた途端に亡くなりはるんです。これはクラッシュシンドロームというのがあります。長時間落ちたところをずっと押さえたままを、そしたらそのところの細胞が壊死したり、いろんなカリウムとかナトリウムが大量に出て、上げた途端に腎臓に一気に流れ込んで、ショック死する。そんなときに単純に素人だったら、助けろ、助けた途端に亡くなると。阪神・淡路大震災の教訓はそういうこともあって、本当に身近なところにそういう知識を持つ人がいると、あるいは被災されて、避難所をつくれますね。避難所をどうつくるか、どうレイアウトをするかというノウハウとか、公民館で大勢の人が寄ったときにトラブルが起きないようにレイアウトをどうするか。そういうトレーニングも防災士会で葛城市でもやっていただいて、私も参加して、本当にこういう知識を持った人は大字にせめて3人ぐらいは要るなというふうに思いましたので、東南海地震が30年以内ということなので、できるだけ上から圧力をかけていただかないと、なかなか下からはもう面倒くさいなど、試験も受けに行かないかん、レポートも書かないかんということになりますので、できたら上からちょっと頑張ってもらいたいです。

西井委員長 ほかに。内野委員。

内野委員 今、谷原委員もおっしゃったように、私は感震ブレイカー、昨年の防災の訓練のときに1ブースを提供していただいて、いろんな感震ブレイカーを見させていただいたんです。本当に、今回また感震ブレイカーの件に関しては、広報にも載せていただけたと思うんですけども、非常にいい取り組みだなとすごく思っております。

防災士のことなんですけれども、防災士も、数年前から市の補助をいただいてやっていると思うんですけども、今現在73名が市の防災士として活躍していただいているということで、本当に防災士さん、非常によくやっただいてるなというのがすごく感じられます。私どもの党の支部会でも防災士を講師にお呼びさせていただいて、担架のつくり方とか、またさまざまいろいろ防災グッズについていろいろご指導もさせていただいたんですけども、結束力がすごくよくて、本当にありがたいなと感謝しております。

その中で、今年度、またこの事業が組まれておりますけれども、今年度、何人がこの防災士の講習に参加できるのかという人数をお聞かせいただきたいことと、昨年度、何名行かれたかということもちょっとお伺いしたいのと、最近女性の方もこの講習を受けておられると思うんですが、その講習の内容、結構、この3日間続けやなあかんみたいなことを聞いたんですけども、講習の内容もお聞かせいただけたらと思います。お願いいたします。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。

この防災士の育成事業補助金でございますが、これが災害対策費の中の補助金の中に含まれております。48万4,000円ということで、これは費用等登録関係1万1,000円かかります。1カ大字1名ということで44人分、その補助金を組んでおります。

ちなみに、平成29年度でございますが、参加者の方ですが、18人参加されまして、17名の方がその防災士、その資格を取得されたということを聞いております。

続きまして、防災士のリーダー研修というのが大体毎年10月から土曜、日曜にあるわけでございます。防災センターの所長であります河田先生でありますとか、あと気象台の専門士の方とか、そういう防災に関する方が講師になりまして、丸3日間の研修があるという話を聞いております。また、あと、1日につきましては、救急救命の研修があり、これは消防署の職員さんに来ていただきまして研修を受けていただいている、合計4日間の研修を受けていただいて、防災士の資格をやっともらえるという、そういうようなものでございます。よろしく申し上げます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 4日間の日程で講習を受けて、資格を取得してもらおうということでございます。

昨年は18名ということで、かなり枠があいたということですが、今年度は各大字1名ずつとおっしゃったんですけども、これはもう各大字1名ずつになるんですか。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。

こちらの考えとしては44名ということで、できたら各大字から1名ずつ出ていただいたら

ありがたいなということで44名分を予算計上させていただいているわけでございます。よろしく申し上げます。

内野委員 わかりました。ありがとうございました。

西井委員長 ほかに質問。

増田委員。

増田委員 2点お願いします。今の防災士の関連になるかなと思うんですけども、昨日でしたか、谷原委員の方から職員さんの緊急時の対応についてというようなことでお話がございまして、私はそのことに関してちょっと抵抗といいますか、疑問がございまして。ある自治体で災害が起きたときに、公務員のご家族の方が家を犠牲に市の業務に当たって、家族が被害に遭われたというようなことが多くあったというふうなことから、他市では、職員の緊急時の対応には十分必要だけでも、自分の家族も大切やという、その辺のことを決まり事で、役割分担をはっきりとされたというふうなことを聞いた覚えがあります。葛城市として、緊急時には職員の皆さんについては、緊急出動をされるという決まり事等はどのようにされているのか。いやいや、家族も大事やという部分も十分配慮されておられるのか、まずその辺のところをお聞きさせていただきたい。

それから、もう一つは県の消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金274万円。これはちょっと私は推測で物を言いますが、県にあるヘリコプターの各自治体の負担割合がこうなってるねんということかなと思います。私はこのヘリコプターを新聞では見たけど、実際に見たことない。葛城市については、防災ヘリですので、救急医療用ということじゃないということは十分承知しております。救急医療用であれば、別に車の方が速いやんとかというようなことも議論としてありました。ただ、防災ヘリということですので、何か大きな災害があったときにはこのヘリを使って、葛城市の災害対策に当たっていただけるのか。その際の具体的なこの運用といいますか、どこがこのヘリの基地として指定をされているのかというようなことも、どこかで聞いたような気がするんですけども、詳しくは聞いていないので、その辺のことを決まり事がございましたら、お聞かせをお願いいたします。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。私の方からも答弁させていただきます。

まずは、参集についてであります。これは増田委員から非常に温かいご配慮のあるお言葉をいただいたと思っておりますが、私、多少考え方は違ひまして、やはり我々は市職員として市民の安全を守る、これは責務がございまして。それが仕事でございまして、私は常々、何かあれば、家族には、家のことはほっぽり出して、私は役所に行くよということを申しております。だから、これは自分たちでするんだよということを申しております。葛城市には職員も330人ぐらいおりますので、それぞれの事情も家庭環境も違ひましようから、全ての職員が私と同じ行動をせよと、これは酷な話でございまして、意気込みとしてはそうやっていただきたいと。

あと、現実的な話といたしましては、まずは災害になりましたら、災害対策モードで、市役所がどんな仕事をしなければいけないのか。これは、ベースは市の葛城市地域防災計画で

書いてございます。ただ、これもなかなか市役所の各部門それぞれ皆、今、担当しております仕事でもう忙しくしておりますので、えてして、これはどこの役所でもこういった傾向がございますが、防災につきましては、生活安全課でやるんだらうと、平時の啓発等はいいんですが、いざ一朝事が起きましたときには、それだけでは全然職員が足りませんので、そこは地域防災計画に書いておりますとおり、災害時の役割をそれぞれ果たしていただく。

あと、実は最近、これもいろんな災害の教訓から業務継続計画、BCPというものをつくりましょう。これは内閣府の方で推奨いたしまして、葛城市といたしましても、平成28年度中に完成はしたわけでございますが、これはどういった理由かと申し上げますと、人数は多分大規模地震であれば、4割ぐらいは人が減って、6割ぐらいしか参集できないであろう。ところが、通常の業務のうちのどうしてもやめられない業務に加えて、緊急対応をしなければならぬ業務がふえますから、むしろ平常時よりもこなさなければいけない業務量がふえてしまうと。これをどのような優先順位をつけてこなしていくかを定めた計画でございまして、これはまさに各課の職員が議論をしながら、自分たちの担当している業務を、いわゆるその業務仕分け的なことをやりながら優先順位をつけたりとか、いろんなことをした経過もでございます。

こういった計画をきちっと職員が理解をして実践できるように、この訓練につきましては、職員は、こういったことがちゃんと理解をしてできるような訓練、これは日々やっていかなければいけないというふうに思っております。

それから次に、防災ヘリの方でございますが、現在、県には実はヘリコプターは3機ございます。3機目はドクターヘリ、これは最近ようやく導入をしたものでございますが、もともと消防防災ヘリ、これは8人乗りだったか、10人乗りだったか、結構大きな中型のヘリコプターでございます。それから、警察の県警のヘリ、これはそれよりももっと小ぶりで、機転がきいて、まさに捜索をするためのヘリでございます。そこへ最近ドクターヘリという、ドクターとナースが乗り込んで、救命処置をしながら病院へ運ぶという3種類のヘリがございます。

お尋ねのこの予算につきましては、そのうちの消防防災ヘリでございまして、これはドクターヘリが導入されるまでは、例えば山間部の救急患者の救急搬送等もやっておりましたし、あと、そういった大きな機体を生かして、下にスーパーバケツという、大きな、1回くめば500リットルぐらい入るバケツをぶら下げて、林野火災の消火等をやっております。実はこれ、3、4年前でしたっけ、第2健民の方で、奈良県の林野火災の消火訓練をさせていただいたときには実際にその大きなバケツをぶら下げて、第2健民まで参りまして、上空からちょうど池の奥の方の公園まつりをするステージとかの奥あたりに放水を実際、実演として訓練でやったりとかもしてくれていましたけども、そういったことにも使われまして、一昨年であれば、十津川の林野の火災等でもそういった消火にも携わっております。

あとは、特に大規模地震が起こった場合に、本当にその情報がなかなか上がってこないという状況になったときには、いわゆるその偵察ということで、どこがどんなひどいことになっているか、どこが無事であるかということを見に行くと。これについては、逆にその

バケツではなくて、ヘリテレ伝送装置というものをつけまして、これは電波で飛ばしますから、ヘリがあちこち行ってしまいますと電波が受信できませんから、それ、ちゃんと追尾をしながら、県庁の側で実際にヘリが偵察に飛んで映している画像を映すようにできる大型な、非常に重たい機械でございますので、どっちかしかつけられないんですけどね。載せかえをするんですけども、こういったもので偵察をするとか、いろんなまさに消防の場面と防災の場面と両方で活躍ができる機械でございます、平素は奈良県ヘリポート、奈良市の東部の山間の矢田原でございます。ここにはこの防災ヘリと、それから警察のヘリは常駐をしながら、実は葛城に余り来ないかもしれませんが、しょっちゅう飛んで、要請があつて飛んでいるんです。

西井委員長 副市長、答弁は簡潔にしてください。

松山副市長 申しわけございません。じゃ、このあたりでよろしゅうございましょうか。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 私も矢田原のところでよくあっちへ仕事に行ったときにお見受けをしました。私が聞いたかったのはその維持管理に葛城市とに274万円の負担をせなあかんというお金ですねということで、多分そうやという理解をさせていただきました。

さきの副市長のご答弁にあったように、当然、職員としては家庭はさておいて、役所での業務、これが第一やという、精神論的な、滅私奉公的な考え方で、当然だという考え方もあるかもわかりませんが、その辺のところはいろいろと緊急時の緊急連絡網等で当番制をしいておられるというふうに解釈をしたんですけど。

全員が何が何でも皆出てこいというような指示の方法、具体的な緊急時の指示の方法をもう一度お聞かせを願いたいなというふうに思います。業務中は業務中ですので、当然のことやというふうに思いますけども、夜間等の勤務時間以外のときの緊急出動体制について聞いたんですけども、それも全員、何かあったら、どういう連絡網ですぐに出動命令が出ると、そういったような決まり事なんかということをお聞きさせていただきたいということです。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 市では災害に備えまして、災害時の初動マニュアルというものをつくっております。その初動マニュアルによりまして、緊急出動するわけでございます。1号から3号という形でそういう動員体制をつくっております。初めに、生活安全課の職員、これは必ず出動しなければいけないということになっておりますが、時間雨量20ミリ以上、総雨量が70ミリ。また、地震の4以上の震度でございますが、それ以上になりましたら、必ず出てくるということで、その1号動員につきましては、生活安全課以下、各総務部の課長、また土木部の主査以上という形で動員がかかっております。また、2号につきましては、その事情に応じまして、その動員の体制をまた下へおろしていくような形で動員をかけさせていただく、そういう手配になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 災害状況に応じて全職員が出やんなん場合もあるけども、初期の段階では担当部署に出て
いっていただく、もしくは課長以上の管理職が出ると。これは段階を踏んで、災害の度合い
に応じて出てきていただくというふうな出動体制になっておるということでございますね。
家族も大事やというふうなこともあるところではそういうふうなことも懸念をされておると
いうふうにも伺っています。出動しようと思ったら、自分の家が川にのみこまれている場合
には、いや、ちょっと先に子どもを助けてから出動するといった、その辺のご配慮も当然、
いただけるとは思いますが、出動することを強制することで、家族までいろんな犠牲に
なっても困るという、そういう懸念もいたしますので、その辺のところは柔軟な体制でよろ
しく願い申し上げます。

西井委員長 関連で内野委員。

内野委員 じゃ、2点ちょっとお伺いさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、7款消防費の災害対策、4目1節の防災会議委員報酬なん
ですけども、このところで防災会議、私が一般質問でも言わせていただいている、防災会議
に女性の登用ということをお聞かせいただいているんですけども、現在、防災会議に女性
が入っているかどうかということをお聞かせいただきたいことと、もう1点は、女性消防団
が発足して、本当にきめ細やかな災害対策にかかわっていただいていると思うんですけども、
今回、7款消防費の2目の19節に全国女性消防団員活性化大会参加負担金と載っている
んですけども、平成30年度、消防団の大会に出席されるのかなと思うんですけども、こ
れはいつどこで、またどんな内容でということもお聞かせいただけたらと思います。よろ
しく願いいたします。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 防災会議の委員さんの中で女性は何名おられるかということござ
います。防災会議の方は25名の委員さんがおられまして、その中で日赤奉仕団の葛城支部の福祉部長は女
性の方でございます。また、民生・児童委員の副会長、これも女性の方でございます。もち
ろん議会の方から議長にいただいております。合計3名ということになっております。

それと、全国女性消防団の活性化大会でございます。日にちにつきましては、平成30年11
月9日でございます。場所につきましては、滋賀県の体育館の方で開催されます。この方につ
きましても、女性消防団、一応、今、聞いておりますのは、部長の方に出していただく段取
りで、予算計上しております。

西井委員長 内野委員。

内野委員 今、防災会議に女性の方が3名入っておられるということござ
います。女性の声というのは本当に女性の視点の声は大事でございます。東京の方で今、女性のための防災BOOK
というのが今、できているのを聞いておりますが、そういうふうなこともあって、女性の声
をしっかりと受けとめていただきたいなど、そのように思っております。

また、消防団のこの大会、部長がお一人行かれるということござ
いますので、また大成功を祈っていきたく思います。ありがとうございました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、7款消防費は質疑を終結いたします。

8款以降については、あした昼1時から行いますので、どうか大変長い時間ではございますが、慎重審議ありがとうございました。

延 会 午後5時55分